

上牧町障がい者計画
及び第5期障がい福祉計画

2018年(平成30年)3月

上牧町

はじめに

平成 24 年度から 29 年度までの「上牧町障がい者計画」と平成 27 年度から 29 年度までの「上牧町第 4 期障がい福祉計画」の両計画期間の終了を受け、新たな「上牧町障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画」を策定いたしました。



障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で、互いに支え合いながら、安心して暮らし続けることは住民皆さん共通の願いです。

国においては、障害者基本法の改正をはじめ、制度改正や法整備を相次いで実施しています。また、2014 年(平成 26 年)1 月に、「障害者の権利に関する条約」の締結国となり、障がいのある人への合理的配慮や差別・社会的バリアの解消など、地域社会において多様性を受け入れる環境づくりが求められています。

このような状況を背景に、国の制度改正や社会情勢の変化等に的確に対応し、上牧町における障がい福祉施策を総合的・体系的に推進していくため、6 つの推進施策を定め、そして障がい福祉計画・障がい児福祉計画を含めた「上牧町障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、前計画の基本理念と基本目標を継承しつつも、多様化するニーズに応じた相談支援体制や障がい福祉サービスの一層の充実、防災や防犯などの安全面の整備など、安全・安心なまちづくりの推進等にも取り組むこととしています。

今後は、関係機関・団体と連携し、本計画で定めた施策の着実な推進を図り、基本目標である「共生社会の実現」をめざしてまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたって、上牧町障がい者計画及び第 5 期障がい福祉計画策定委員会においてご審議いただいた委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言、またアンケート調査やヒアリング調査にご協力をいただきました住民の皆様や関係機関の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

2018 年(平成 30 年) 3 月

上牧町長 今 中 富 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
〔1〕 法的根拠	2
〔2〕 他計画との関係	3
3 本計画の対象	4
4 計画の策定体制	4
〔1〕 アンケート調査の実施	4
〔2〕 上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員会の開催	5
〔3〕 関係団体ヒアリング調査の実施	5
〔4〕 パブリックコメントの実施	6
5 計画の期間	6
第2章 本町の障がい者を取り巻く現状	7
1 人口構造	7
2 障がい者の状況	8
〔1〕 身体障がい者手帳所持者数	8
〔2〕 療育手帳所持者数	9
〔3〕 精神障がい者保健福祉手帳所持者数	10
〔4〕 精神障がい者医療費助成受給者数	10
〔5〕 自立支援医療受給者数	11
〔6〕 特定疾患医療受給者（難病患者）数	12
3 就園・就学の状況	12
〔1〕 就学前児童の手帳所持者数	12
〔2〕 小学校・中学校・支援学校での本町の児童・生徒の在籍者数	12
4 障がいのある人の求職・雇用状況	13
〔1〕 求職状況	13
〔2〕 雇用状況	13
5 アンケート調査結果でみる障がいのある人の状況と課題	14
〔1〕 障がい者がその人らしく地域生活を送るための多様な支援の充実	14
〔2〕 障がい者のニーズや特性等に配慮した情報提供・相談支援体制の充実	16
〔3〕 障がいを理由とする差別がない社会環境の整備	19
〔4〕 保健・医療サービスの提供体制の充実	21
〔5〕 障がい者の主体的な社会参加、就労の促進	23
〔6〕 障がい者の能力を高める教育・療育環境の充実	26
〔7〕 障がい者にとって安全・安心な生活環境の整備	27

第3章 計画の基本的考え方	30
1 計画の基本理念と基本的視点	30
〔1〕 基本理念と基本目標	30
〔2〕 基本的視点	31
2 計画の枠組み	32
3 施策の体系	33
第4章 障がい者計画	34
推進施策1 地域での自立生活への支援	34
〔1〕 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上	35
〔2〕 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実	36
〔3〕 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進	36
推進施策2 障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進	37
〔1〕 障がいを理由とする差別の解消の推進	38
〔2〕 障がい者虐待の防止・権利擁護の推進	39
推進施策3 心身の健康保持・増進	40
〔1〕 健康の保持・増進	41
〔2〕 保健・医療サービスの充実	42
推進施策4 経済的自立に向けた就労支援の推進	43
〔1〕 障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進	43
〔2〕 障がいのある人の就労機会や場の拡大	44
推進施策5 障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進	45
〔1〕 教育・保育環境の充実	45
〔2〕 発達障がい児に対する支援の充実	47
〔3〕 スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進	47
〔4〕 生涯学習の推進	48
推進施策6 安全・安心に暮らせる生活環境の推進	49
〔1〕 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上	49
〔2〕 移動しやすい環境の整備	50
〔3〕 防災、防犯対策の推進	51
〔4〕 消費者被害の防止	51
第5章 障がい福祉計画	52
1 障がい（児）福祉サービスの概要	52
〔1〕 障がい福祉サービス	52
〔2〕 障がい児福祉サービス	53
2 2020年度における成果目標の設定	54
〔1〕 障がい福祉計画の成果目標	54
〔2〕 障がい児福祉計画の成果目標	62

3	障がい（児）福祉サービスの見込み	62
〔1〕	障がい（児）福祉サービスについて	63
〔2〕	障がい福祉サービスの量の見込みと確保方策	64
〔3〕	障がい児福祉サービスの量の見込みと確保方策	74
4	地域生活支援事業の見込み	77
〔1〕	必須事業	77
〔2〕	任意事業	84
第6章	計画の推進体制	86
1	計画の推進体制	86
〔1〕	庁内における計画の推進体制	86
〔2〕	西和7町間の連携	86
〔3〕	関係団体、住民との協力体制	88
〔4〕	国・県との連携強化	88
2	計画の推進管理及び評価	88
資料		89
1	上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員会設置要綱	89
2	上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員名簿	91

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がい者」や「障がいのある人」等と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、2006年(平成18年)に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」(「障害者権利条約」という。)の批准に向けた国内法の整備を進め、2011年(平成23年)6月に、障がいのある人の権利擁護を目的とした「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が成立しました。2011年(平成23年)8月には、「障害者基本法」を改正、法の目的を「共生社会の実現」とするとともに、障がいのある人の定義を「障害及び社会的障壁¹により生活上の制限を受ける状態にある者」とし、障がいのある人に対する差別の禁止、合理的な配慮²の概念を盛り込みました。

その後、本町では、2012年度(平成24年度)から2017年度(平成29年度)までの6年間を計画期間とする「上牧町障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」(「前計画」という。)を策定し、「誰もがお互いに支え合う地域社会」という基本理念のもと障がい者施策を総合的に推進してきました。

前計画策定後、障がい者や障がい児に関わる福祉施策や社会状況は大きく変化しています。まず、2012年(平成24年)6月には、障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(「障害者総合支援法」という。)に改正し、障がいのある人の定義に難病等が追加されました。2013年(平成25年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」という。)が制定され、行政機関等における障がいのある人に対する不当な差別の禁止や合理的配慮の提供の義務化などが定められました。また、同月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、事業主に、障がいのある人への合理的配慮の提供義務が定められ、2018年度(平成30年度)から、法定雇用率³の算定基準に精神障がい者を加えることが規定されました。

これら一連の法整備などを経て、2014年(平成26年)1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、同年2月に発効しました。

児童の分野では、2012年度(平成24年度)に、児童福祉法が改正され、障がい児の支援の拡充が図られることで身近な地域で支援が受けられるようになりました。

これらの動きの中、本町では、2015年(平成27年)3月に「上牧町第4期障がい福祉計画」(「第4期計画」という。)を策定し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実・強化を図ってきました。

2018年度(平成30年度)には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が予定されています。法改正や障がいのある人の新たなニーズに対応し、障がいのある人が自ら望む地域生活を送り、障がい者福祉施策全般の一層の充実を図るため、新たに分野別施策の方向性を定めた「上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画」(「本計画」という。)を策定するものです。

¹ 社会的障壁：障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

² 合理的な配慮(合理的配慮)：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

³ 法定雇用率：従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障がい者雇用率制度によって義務づけられた、障がい者雇用の最低比率のこと。法定雇用率は、現在2.0%であるが、「障害者雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成30年4月から障がい者雇用率に算定する障がい者が、身体障がい者と知的障がい者に加え、精神障がい者の雇用も義務化されることに伴い、2.2%に引き上げられる。

2 計画の性格

〔1〕法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務付けられた「市町村障がい者計画」であり、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービス等の提供体制及びその確保方策等を定めた計画です。さらに、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」についても、障がい福祉計画と一体的に策定し、障がい児支援に関するサービスの提供体制の方向性を示す計画でもあります。

【障がい分野の各計画について】

障がい者計画

障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として策定されるものです。

障がい者計画は町の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向性と具体的方策を明らかにするものです。計画の期間は、6年です。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として策定されるものです。

障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は、3年です。

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として策定されるものです。

障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。計画の期間は、3年です。

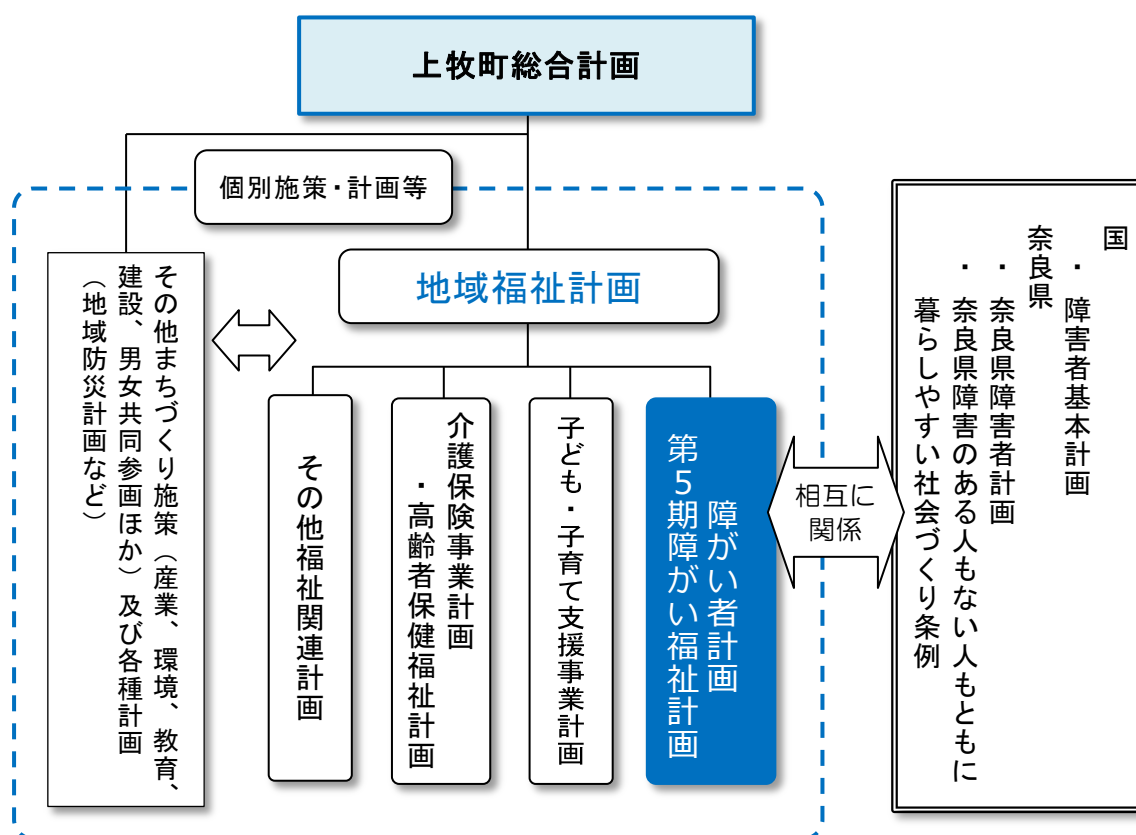
〔２〕他計画との関係

障がい者計画は、国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、本町のまちづくりの方向性を示した「上牧町総合計画」の分野別計画のひとつであり、障がいのある人のための施策に関する本町の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。

障がい福祉計画は、障がい者計画の分野別施策（障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の量の見込みやその確保方策など）を具体的を実施する計画に相当するものです。

さらに、「上牧町地域福祉計画」をはじめ、「上牧町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「上牧町子ども・子育て支援事業計画」など関連計画と整合を図っています。

【上位計画及び関連計画との関係】



3 本計画の対象

「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。また、社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義等を踏まえ、本計画は、身体障がい者手帳、療育手帳（知的障がい者や子ども）、精神障がい者保健福祉手帳所持者だけでなく、難病患者、療育⁴の必要な児童、発達障がい者、高次脳機能障がい⁵者や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人を対象とします。

4 計画の策定体制

〔1〕アンケート調査の実施

障がい者のニーズを把握し、上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画の策定、及び障がい福祉サービスなどの提供体制の計画的な整備・充実を進めるための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

調 査 対 象	身体障がい者手帳もしくは療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 1, 0 0 0 人
調 査 項 目	・ 回答者の属性 ・ 生活支援について ・ 教育・育成について ・ 保健・医療について ・ 障がい福祉サービスについて ・ 啓発・広報について ・ 生活環境について ・ 雇用・就業について ・ 情報・コミュニケーションについて
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
調 査 期 間	2017 年(平成 29 年) 7 月 14 日(金)～7 月 31 日(月)
回 収 状 況	・ 配布数：1, 000 人 ・ 有効回答数（率）：581 人（58.1%）

⁴ 療育：障がいのある子どもの発達を促し、社会的に自立できるように取組む治療と教育のこと。

⁵ 高次脳機能障がい：頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のこと。

〔２〕上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画策定委員会の開催

計画の策定にあたっては、保健医療福祉関係者、障がいサービス提供事業者、障がい者団体、学校関係者、議会、一般公募、行政の各代表者等で委員を構成する「上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見を聞きながら進めました。

■計画策定の経過

開催日	協議内容
2017年(平成29年) 6月27日(火) 第1回策定委員会	・上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画の策定方針について ・上牧町の障がい者福祉に関する町民意識調査について ・上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画の策定スケジュールについて
10月17日(火) 第2回策定委員会	・アンケート調査集計結果報告について ・上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画骨子案について
2018年(平成30年) 1月25日(木) 第3回策定委員会	・上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画素案について ・今後のスケジュールについて
2月28日(水) 第4回策定委員会	・上牧町障がい者計画及び第５期障がい福祉計画書案について ・パブリックコメントの実施結果について

〔３〕関係団体ヒアリング調査の実施

障がい者当事者に対して、障がい福祉サービスや相談・情報提供、防災などに関しての意見を聞き、計画策定の基礎資料を得ることを目的にヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング実施の経過

実施日	実施団体
2017年(平成29年) 8月16日(水)	上牧町身体障害者協議会
8月24日(木)	上牧町手をつなぐ育成会 西和家族会

〔４〕パブリックコメントの実施

本計画（素案）に対する意見を広く住民から求めるため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■パブリックコメントの実施期間・方法

実 施 期 間	2018 年(平成 30 年) 2 月 1 日(木)から 2 月 14 日(水)
実 施 方 法	ホームページへの掲載、町内 5 か所での計画書素案の掲示

5 計画の期間

障がい者計画は、2018年度(平成30年度)から2023年度までの6年間とします。

また、第5期障がい福祉計画は、2018年度(平成30年度)から2020年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進行状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

【障がい者計画・第5期障がい福祉計画の各計画期間】

2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障がい者計画（前計画）						障がい者計画（本計画）					
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画含む)		第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画含む)			

第2章 本町の障がい者を取り巻く現状

1 人口構造

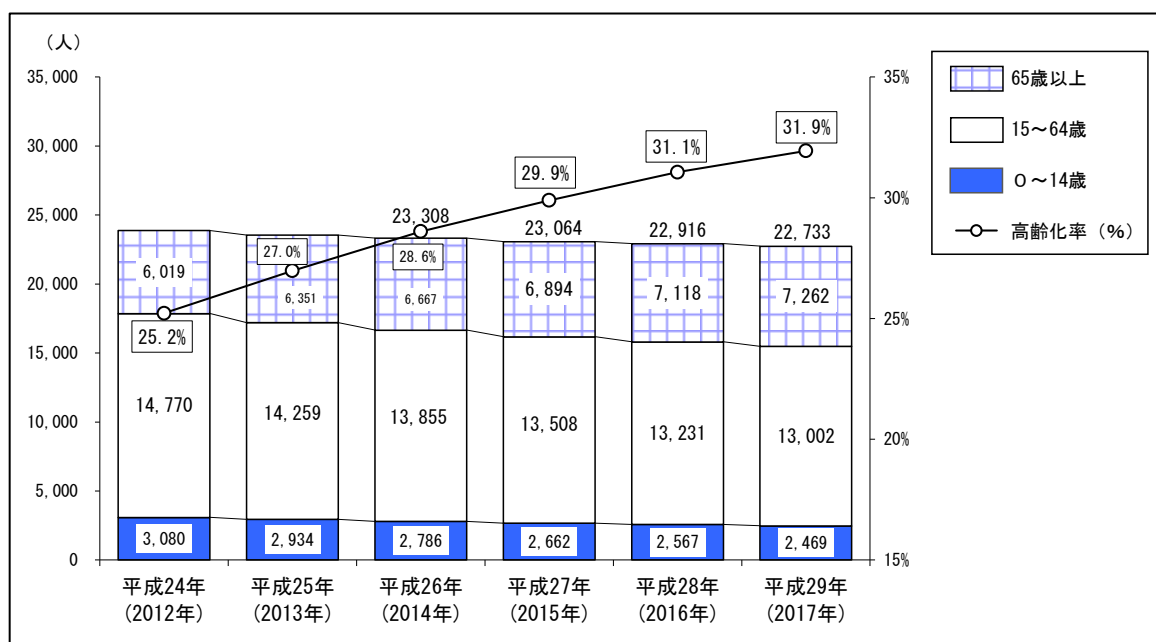
本町の総人口は減少傾向にあり、2017年(平成29年)は、2012年(平成24年)から1,136人減少し、22,733人となっています。

年齢3区分別では、0～14歳までの年少人口と15～64歳までの生産年齢人口は減少し、65歳以上の高齢者は増加しています。高齢者人口は、2017年(平成29年)は7,262人で、2012年(平成24年)の6,019人から1,243人増となっています。また、2017年(平成29年)の高齢化率は31.9%で、住民の3人に1人が高齢者となっています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移

		2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
総人口		23,869	23,544	23,308	23,064	22,916	22,733
0～14歳	人口(人)	3,080	2,934	2,786	2,662	2,567	2,469
	割合	12.9%	12.5%	12.0%	11.5%	11.2%	10.9%
15～64歳	人口(人)	14,770	14,259	13,855	13,508	13,231	13,002
	割合	61.9%	60.6%	59.4%	58.6%	57.7%	57.2%
65歳以上	人口(人)	6,019	6,351	6,667	6,894	7,118	7,262
	割合	25.2%	27.0%	28.6%	29.9%	31.1%	31.9%

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）



2 障がい者の状況

〔1〕身体障がい者手帳所持者数

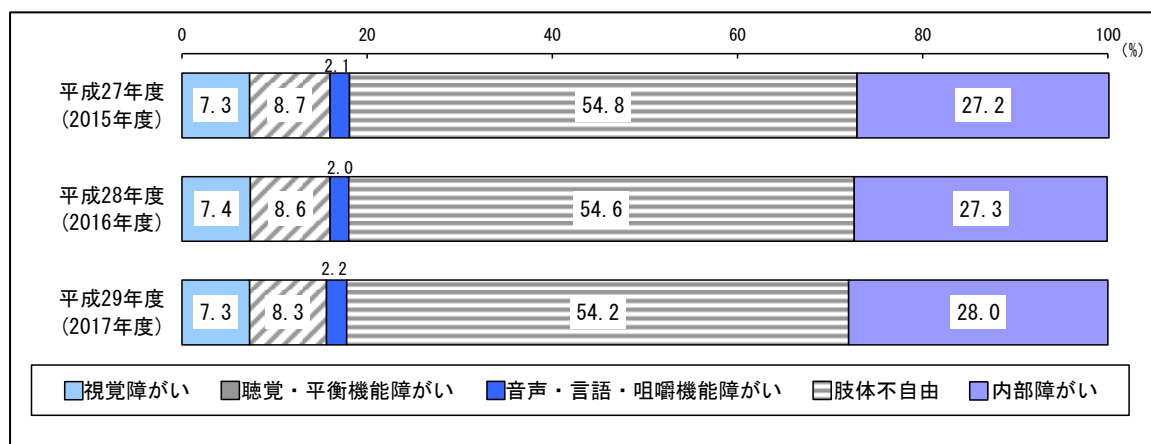
身体障がい者手帳所持者数は、年々増加しており、2017年(平成29年)12月末日現在1,130人となっています。年齢では65歳以上が888人(78.6%)で最も多くなっています。

障がいの種類では、2017年(平成29年)12月末日現在、「肢体不自由」が612人(54.2%)で最も多く、次いで「内部障がい」が316人(28.0%)となっています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移

(人)	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
2015年度 (平成27年度)	81	96	23	607	301	1,108
2016年度 (平成28年度)	83	97	23	613	307	1,123
2017年度 (平成29年度)	83	94	25	612	316	1,130

各年度末現在 (2017年度(平成29年度)は12月末日現在)



■年齢別障がい種別

(人)	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	1	4	0	11	1	17
18～64歳	14	16	5	126	64	225
65歳以上	68	74	20	475	251	888
合計	83	94	25	612	316	1,130

2017年(平成29年)12月末日現在

〔２〕療育手帳所持者数

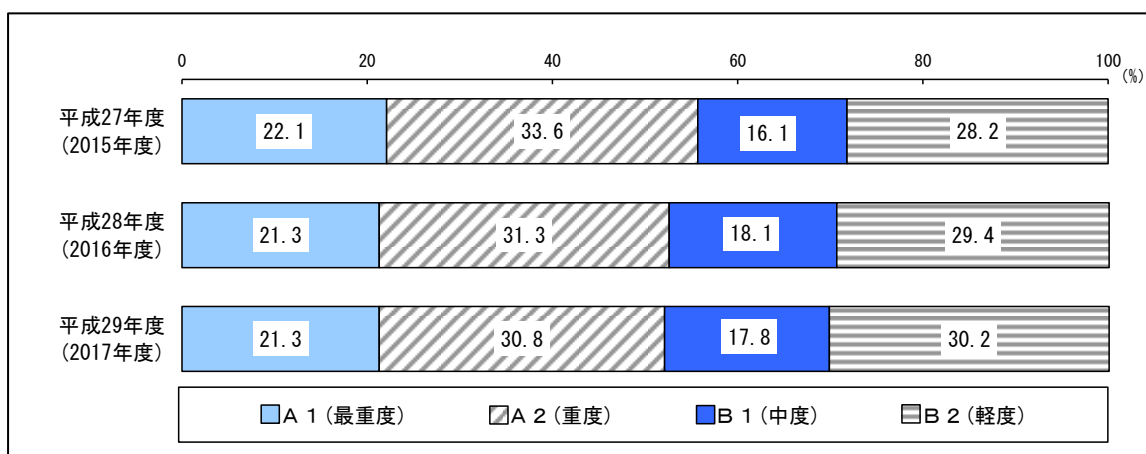
療育手帳所持者数は増加傾向にあり、2017年(平成29年)12月末日現在の療育手帳所持者数は169人となっています。そのうち18歳未満が57人(33.7%)、18～64歳が103人(60.9%)で、65歳以上は9人(5.3%)となっています。

手帳の等級は「A 2(重度)」が52人(30.8%)で最も多く、次いで「B 2(軽度)」が51人(30.2%)となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(人)	A 1(最重度)	A 2(重度)	B 1(中度)	B 2(軽度)	合計
2015年度 (平成27年度)	33	50	24	42	149
2016年度 (平成28年度)	34	50	29	47	160
2017年度 (平成29年度)	36	52	30	51	169

各年度末現在(2017年度(平成29年度)は12月末日現在)



■年齢別障がいの程度

(人)	A 1(最重度)	A 2(重度)	B 1(中度)	B 2(軽度)	合計
18歳未満	6	10	9	32	57
18～64歳	27	38	20	18	103
65歳以上	3	4	1	1	9
合計	36	52	30	51	169

2017年(平成29年)12月末日現在

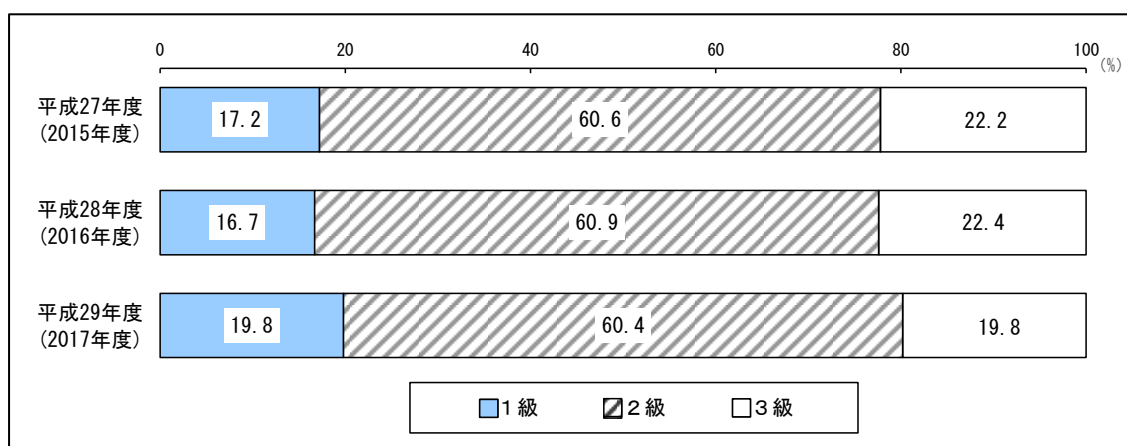
〔３〕精神障がい者保健福祉手帳所持者数

2017年(平成29年)12月末日現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者は222人で、「２級」が134人(60.4%)で最も多くなっています。

年齢別では、18～64歳が166人(74.8%)で最も多くなっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)	１級	２級	３級	合計
2015年度 (平成27年度)	31	109	40	180
2016年度 (平成28年度)	32	117	43	192
2017年度 (平成29年度)	44	134	44	222



■年齢別障がいの等級

(人)	１級	２級	３級	合計
18歳未満	1	1	4	6
18～64歳	21	111	34	166
65歳以上	22	22	6	50
合計	44	134	44	222

2017年(平成29年)12月末日現在

〔４〕精神障がい者医療費助成受給者数

2014年(平成26年)10月より精神障がい者保健福祉手帳の１級及び２級をお持ちの方に対して医療費の助成事業を実施しています。2017年(平成29年)12月末日現在の受給者数は131人で、潜在的には要件に該当すると思われる方も存在すると考えられ、増加が見込まれます。

■精神障がい者医療費助成受給者数

(人)	１級	２級	合計
2017年度 (平成29年度)	31	100	131

〔５〕 自立支援医療受給者数

① 精神通院医療

統合失調症のほか、うつ病や薬物などの精神作用物質による急性中毒またはその依存症、てんかんなどの精神疾患で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方を対象に、その通院に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

受給者数は、年々増加しており、2017年(平成29年)12月末日現在、300人となっています。

■精神通院医療受給者数の推移

(人)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	各年度末現在 (2017年度(平成29年度)は 12月末日現在)
受給者数	275	298	300	

② 更生医療

身体障がい者手帳の交付を受けた方(18歳以上)で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

受給者数は、70人台で推移しており、2017年(平成29年)12月末日現在、75人となっています。

■更生医療受給者数の推移

(人)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	各年度末現在 (2017年度(平成29年度)は 12月末日現在)
受給者数	70	79	75	

③ 育成医療

身体に障がいのある児童(18歳未満)で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる児童を対象に、その手術・治療に係る医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

育成医療受給者数は増加傾向にあり、2017年(平成29年)12月末日現在、22人となっています。

■育成医療受給者数の推移

(人)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	各年度末現在 (2017年度(平成29年度)は 12月末日現在)
受給者数	16	19	22	

〔6〕特定疾患医療受給者（難病患者）数

特定疾患医療費助成制度は、指定難病にかかっている方で、一定の要件を満たす方に対し、当該疾病に対する医療等に係る費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する制度です。

特定疾患医療受給者（難病患者）数は、年々増加傾向にあり、2016年度（平成28年度）は230人となっています。

■特定疾患医療受給者（難病患者）数の推移

（人）	2014年度 （平成26年度）	2015年度 （平成27年度）	2016年度 （平成28年度）
受給者数	207	224	230

資料：奈良県中和保健所（各年度末現在）

3 就園・就学の状況

〔1〕就学前児童の手帳所持者数

障がい者手帳を所持する就学前児童は、2017年（平成29年）10月1日現在、身体障がい者手帳が3人、療育手帳が11人となっています。

〔2〕小学校・中学校・支援学校での本町の児童・生徒の在籍者数

2017年（平成29年）10月1日現在、支援学級に在籍する児童・生徒数は町立小学校が38人、町立中学校19人となっています。また、支援学校に在籍する児童・生徒は、小学部は10人、中学部は5人、高等学部は14人となっています。

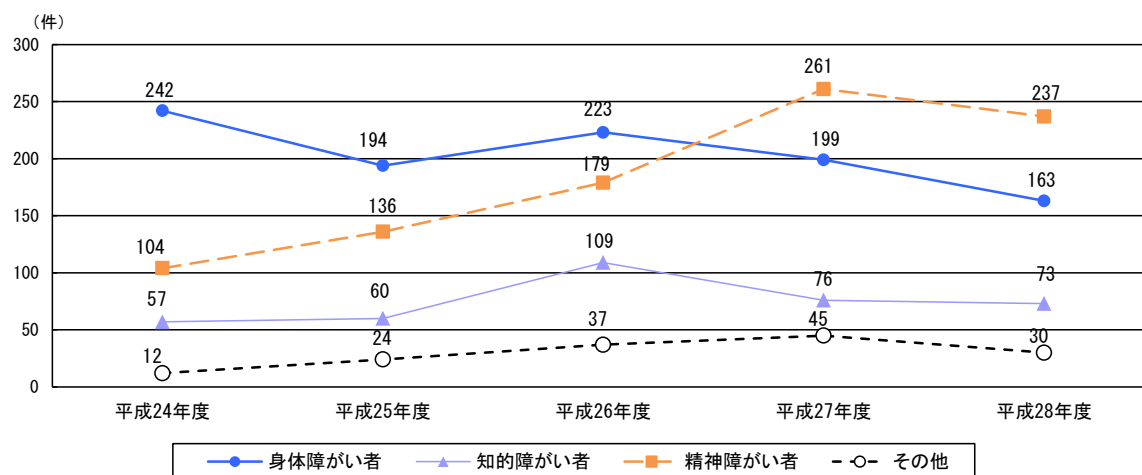


4 障がいのある人の求職・雇用状況

〔1〕求職状況

ハローワーク大和高田管内における2016年度(平成28年度)の障がい者の新規求職申込件数は、精神障がい者が237件で最も多く、次いで身体障がい者が163件、知的障がい者は最も少ない73件となっています。

■ハローワーク大和高田管内における新規求職申込件数



資料：ハローワーク大和高田（各年度末現在）

〔2〕雇用状況

ハローワーク大和高田管内における企業の規模別の障がい者の実雇用率（2016年(平成28年)6月1日現在）は、従業員規模100～299人の企業が3.15%で最も高く、100人以上の企業では、いずれも民間企業の法定雇用率の2.0%を超えています。これに対し、従業員規模50～99人の企業の実雇用率は1.71%で法定雇用率を下回っています。

■ハローワーク大和高田管内における企業規模別雇用状況

	企業数（社）	労働者数（人）	障がい者数（人）	実雇用率（%）
50～99人	65	4,481.0	77.0	1.71
100～299人	74	10,907.5	344.0	3.15
300～499人	7	2,291.5	49.5	2.36
500人以上	8	5,529.5	122.5	2.21
合計	154	23,009.5	593.0	2.57

資料：ハローワーク大和高田（2016年(平成28年)6月1日現在）

5 アンケート調査結果でみる障がいのある人の状況と課題

アンケート調査の結果からうかがえる課題を次のとおり整理しました。

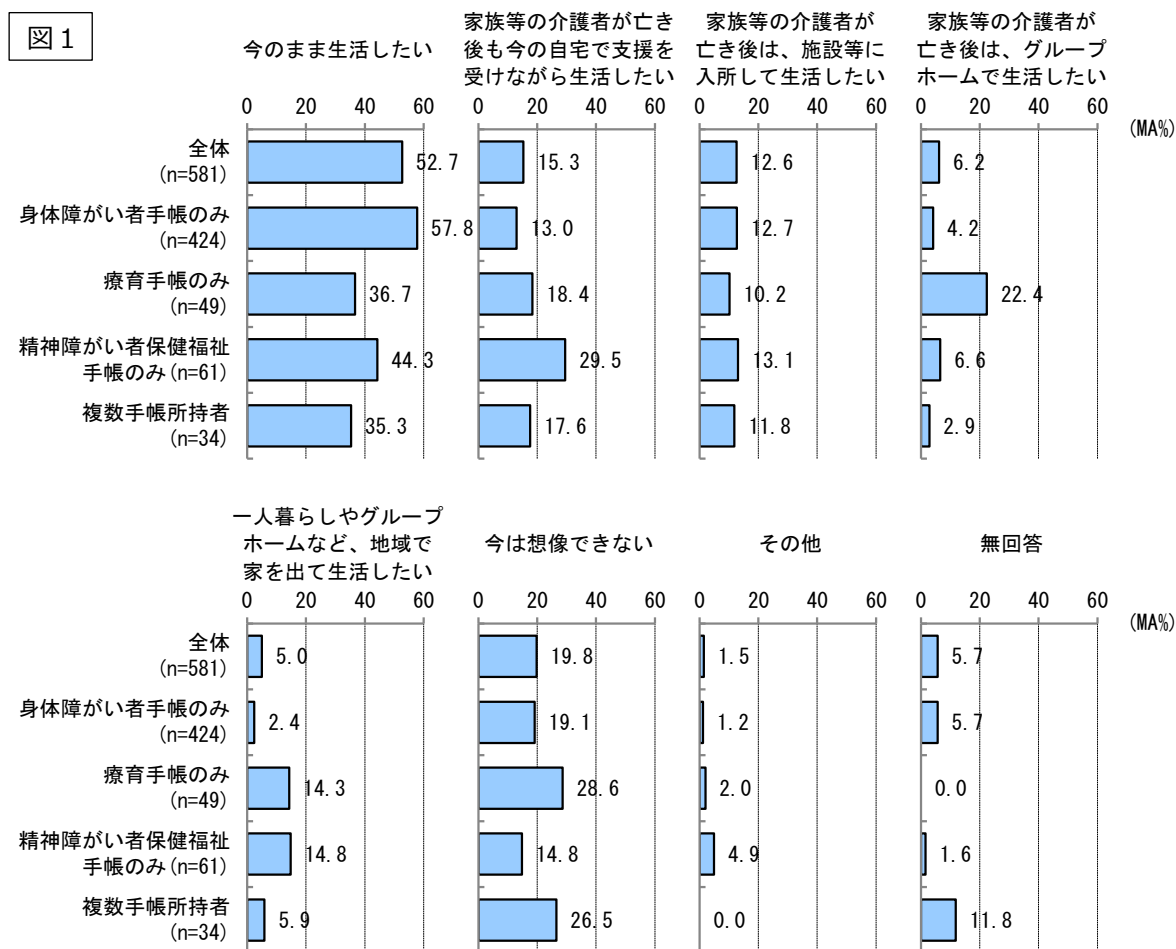
〔1〕障がい者がその人らしく地域生活を送るための多様な支援の充実

調査結果から障がいの種別により暮らし方へのニーズは多様であることがうかがえ、また、在宅での生活費の確保や親亡き後の暮らしなど、地域生活を送るために必要な支援やニーズも障がいの特性により違いがみられます。

■将来希望する暮らし方

障がいに関係なく、いずれも「今のまま生活したい」が最も多くなっていますが、「家族等の介護者が亡き後も今の自宅で支援を受けながら生活したい」は精神障がい者、「家族等の介護者が亡き後は、グループホームで生活したい」は知的障がい者の各割合が高くなっています。（図1）

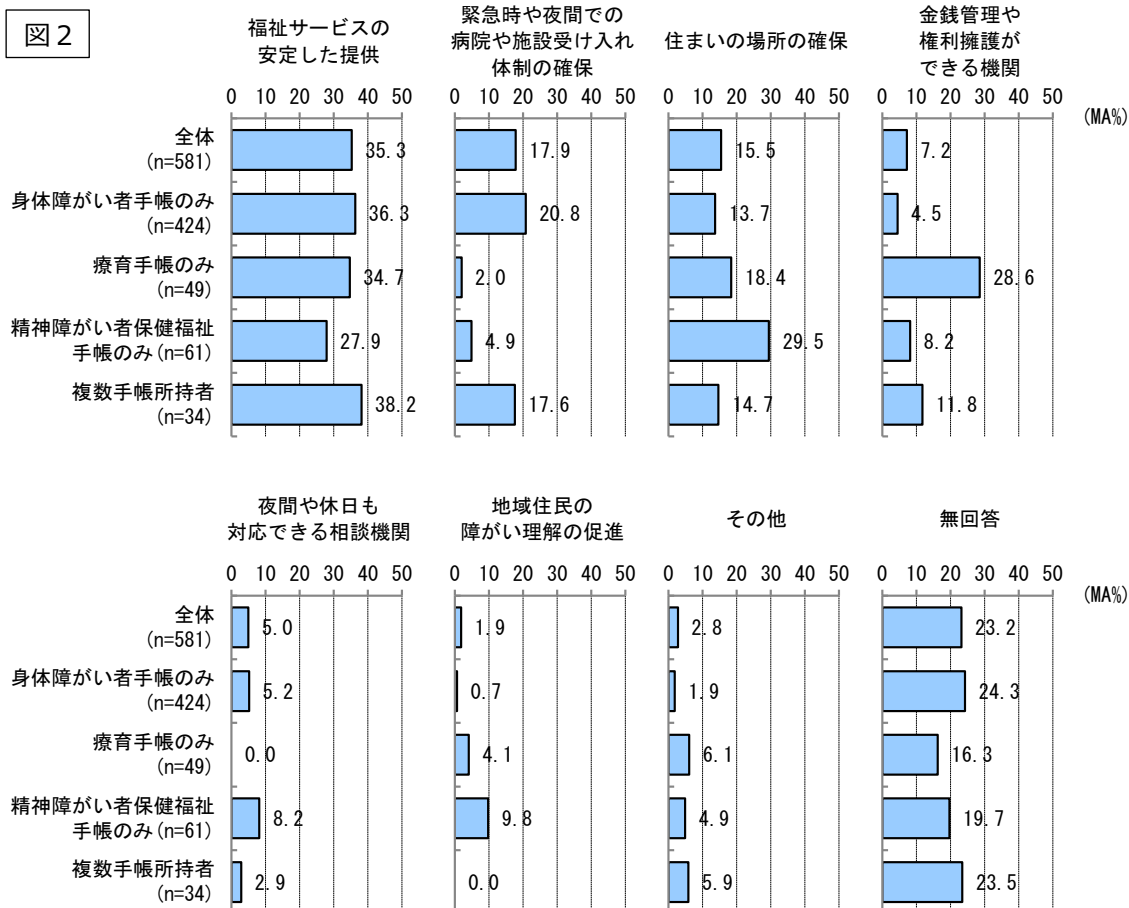
障がい者だけでなく、介護家族の高齢化や、親亡き後の地域生活を支援するための方策を検討する必要があります。



■グループホームやひとり暮らしで生活する場合に必要な支援

「福祉サービスの安定した提供」が最も多く、次いで「緊急時や夜間での病院や施設受け入れ体制の確保」や「住まいの場所の確保」となっています。「金銭管理や権利擁護ができる機関」は知的障がい者の割合が高くなっています。(図2)

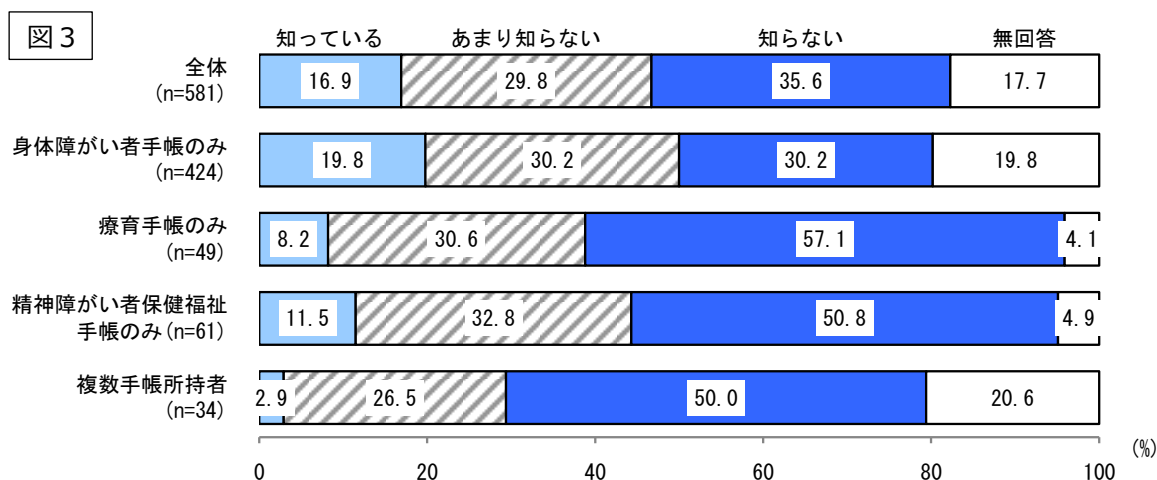
障がい者が施設や病院等から地域での生活を継続するためには、このようなニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援をはじめ、生活基盤の安定に向けた経済的支援など、多岐にわたる支援の充実が必要です。



■成年後見制度の認知度

成年後見制度を「知らない」が最も多く、次いで「あまり知らない」で、これらに比べ「知っている」は少なくなっています。特に「知らない」の割合は、この事業の主な対象者と考えられる知的障がい者で最も高くなっています。(図3)

制度についてわかりやすい情報提供と利用促進に向けた取組みの強化が必要です。



障がい者が地域で生活するための基盤となる住宅やグループホームなど、住みやすい生活環境の確保への支援の検討が重要です。また、親亡き後を見据え、地域生活拠点事業をはじめ、権利擁護や福祉サービスなど障がい者に対する総合的な支援体制の充実が必要です。

〔2〕障がい者のニーズや特性等に配慮した情報提供・相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、障がい福祉に関わる制度やサービスを利用する上で、適切な相談体制や必要な情報を入手するための支援の充実が求められています。

■主な相談先、福祉サービスに関する情報の入手先

主な相談先については、障がいに関係なく、いずれも「家族・親戚」が最も多く7割以上を占めています。

「医療機関（病院、診療所など）」は精神障がい者、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」は知的障がい者の各割合が高くなっています。障がい者相談支援センターや相談支援事業所など、障がいに関する専門相談機関の回答割合が低くなっていることから、これらの相談機関の周知とともに、利用しやすい窓口として機能を充実する必要があります。(図4)

また、福祉サービスに関する情報の入手先をみると、身体障がい者と精神障がい者は「町の広報紙」が、知的障がい者は「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が、複数手帳所持者は「家族・親戚」がそれぞれ最も高くなっています。

「友人・知人」や「役場・児童相談所・保健所」「保育所・幼稚園・学校」は知的障

がい者、「病院」や「パソコン・インターネット」「障がい者相談支援センター」は精神障がい者の各割合が高くなっています。(図5)

障がいの種別により情報の入手方法が異なっている様子がうかがえます。

図4 【主な相談先】

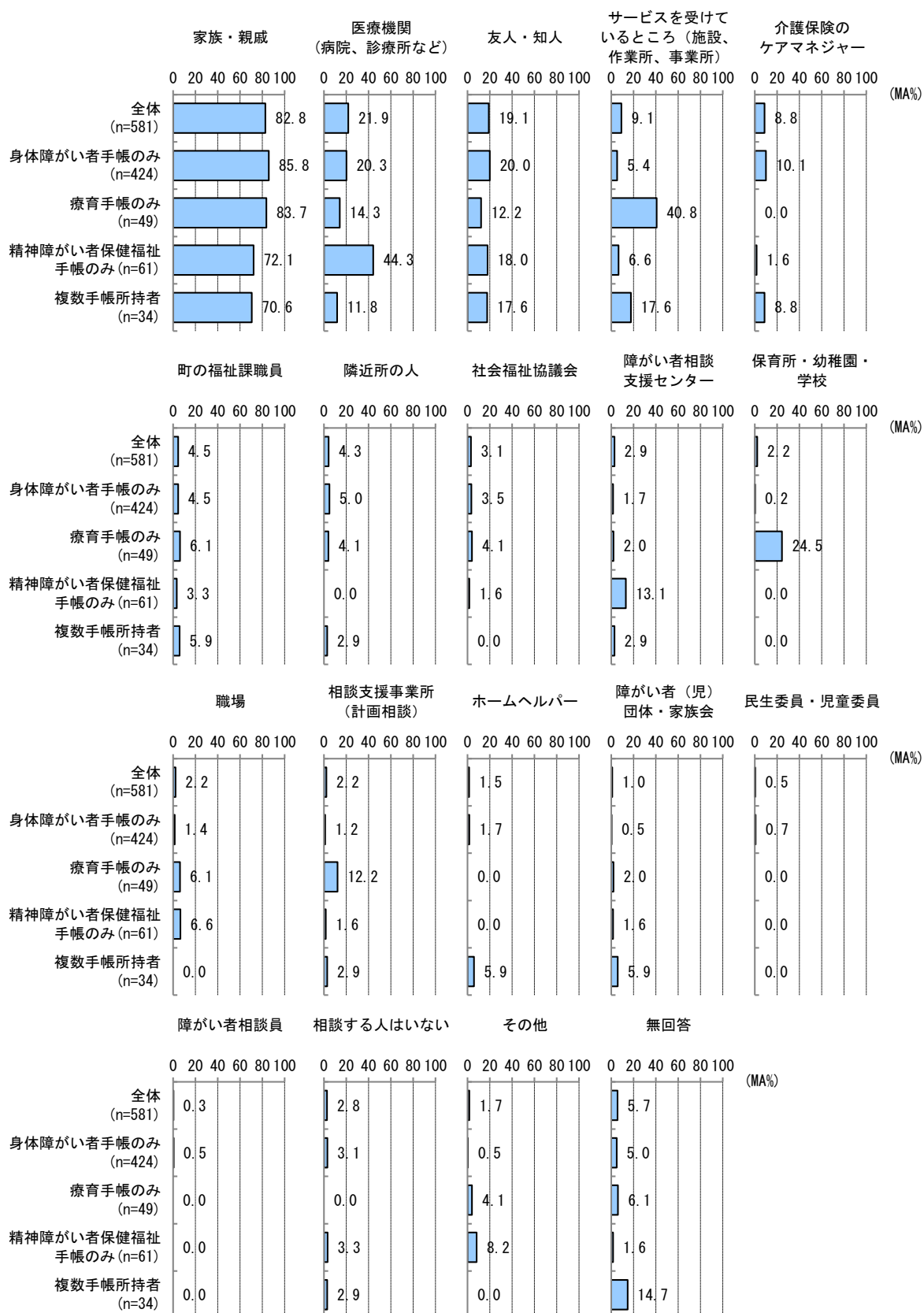
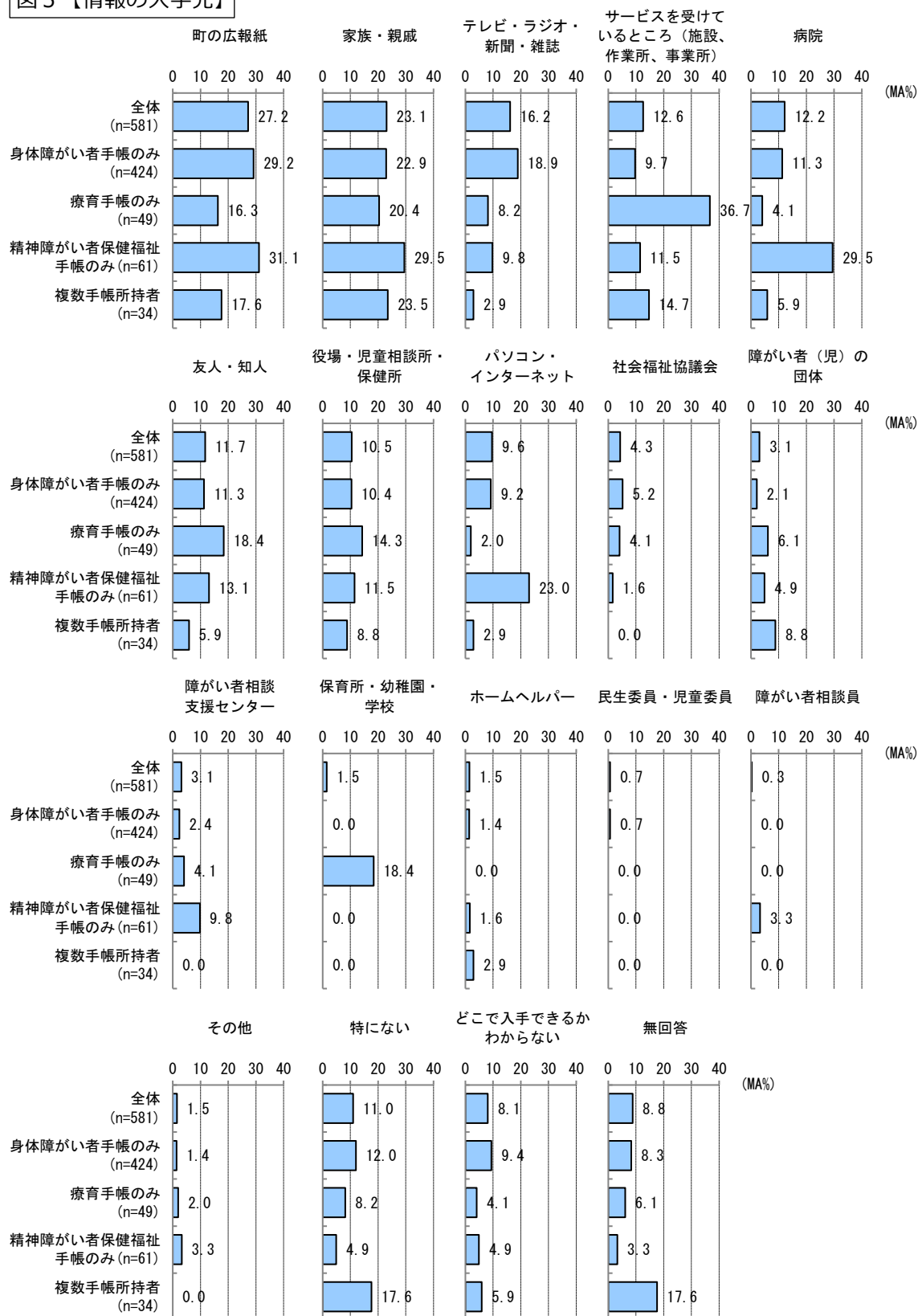


図5 【情報の入手先】



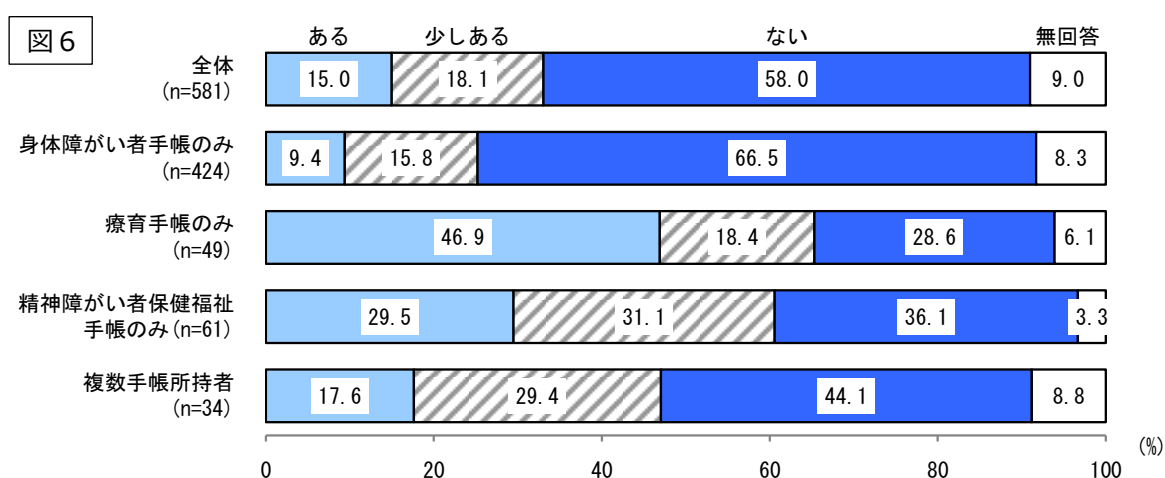
障がい者が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障がい者やその家族、介助者等が抱える様々な不安や悩みを気軽に相談し、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実とともに、サービスや制度に関するわかりやすい情報提供やアクセスしやすさへの配慮が重要です。

〔3〕障がい理由とする差別がない社会環境の整備

2016年(平成28年)4月から障害者差別解消法が施行されました。障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会の実現に向け、意識面を含め、日常生活や社会生活において障がいのある人の社会への参加を制約している社会的障壁を取除くことが求められています。調査結果では、様々な場面で障がいを理由とした差別等を受けている状況が依然うかがえます。

■ 障がい原因で差別や嫌な思いをした経験の有無

障がい原因で差別や嫌な思いをした経験がある割合は、知的障がい者が最も高く、次いで精神障がい者、複数手帳所持者の順で高くなっています。(図6)

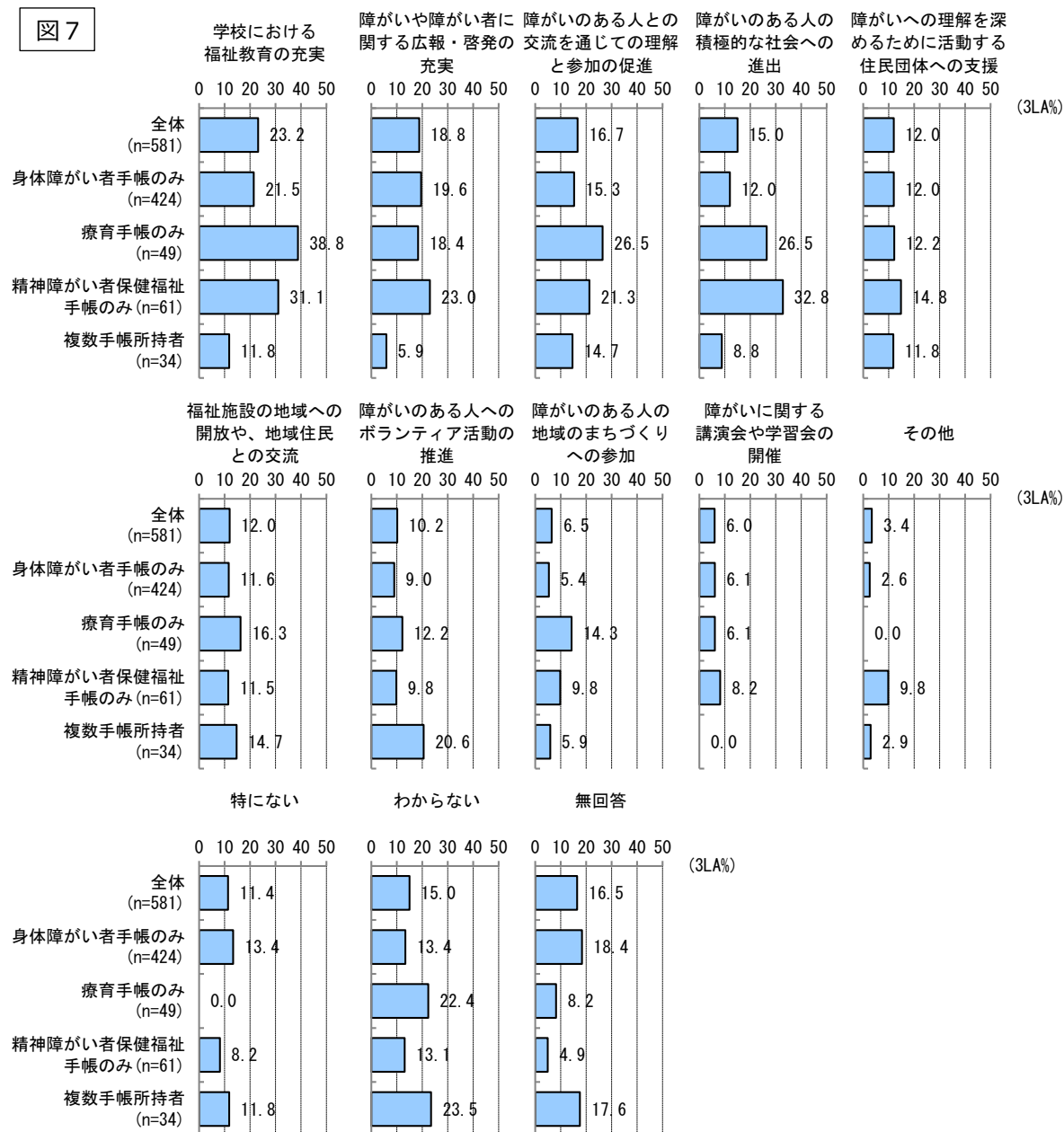


■ 障がいのある人への住民の理解を深めるために必要なこと

全体では、「学校における福祉教育の充実」が最も多くなっています。

身体障がい者と知的障がい者は「学校における福祉教育の充実」が、精神障がい者は「障がいのある人の積極的な社会への進出」、複数手帳所持者は「障がいのある人へのボランティア活動の推進」が最も多くなっています。（図7）

図7



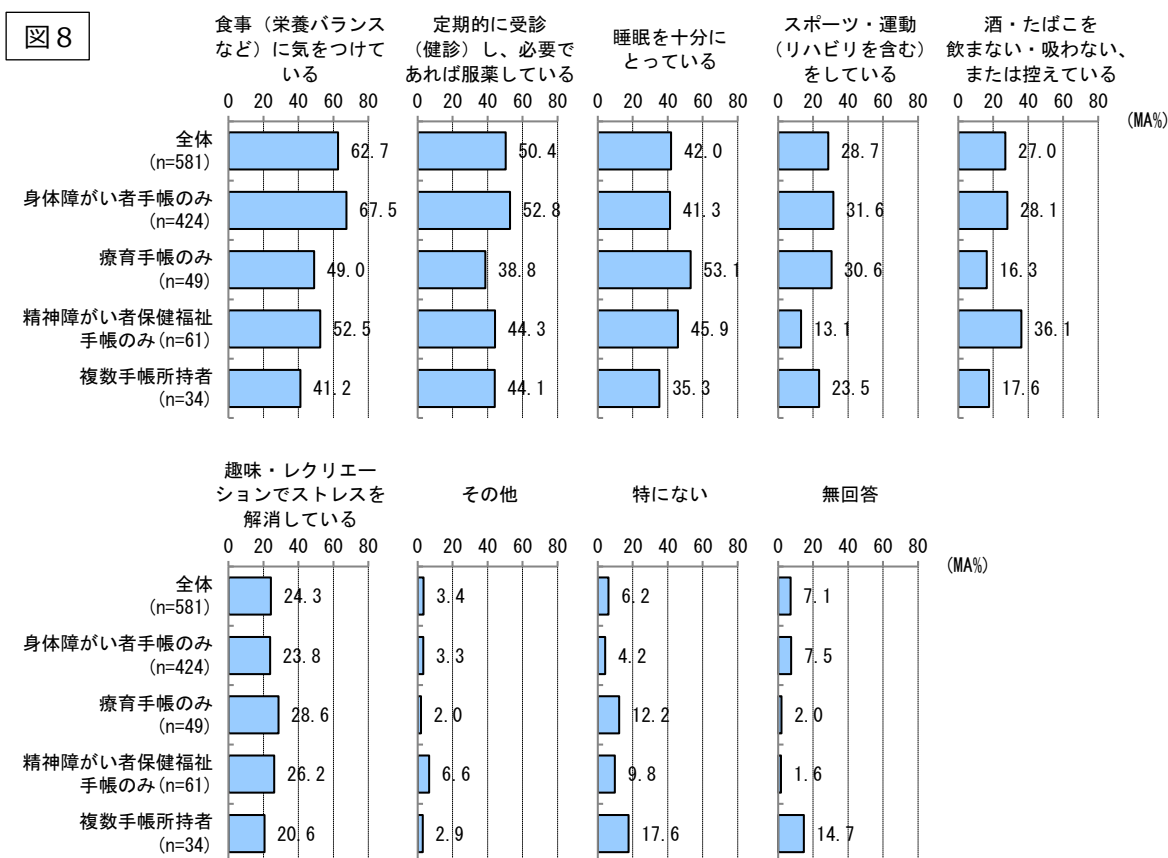
障がいを含む人権全般に関する教育・啓発の充実・強化をはじめ、学校等における福祉教育の実践のほか、障がい者自身による積極的な地域との交流を通して、障がいのある人や人権に対する理解を一層深め、障がいのある人の権利を守る取組みの強化が必要です。

〔４〕保健・医療サービスの提供体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で健康に暮らしていけるよう、日頃から健康管理に努めるとともに、生活習慣病等の予防に主体的に取り組むことが重要です。

■体調を維持するために気を配っていること

身体障がい者と精神障がい者は「食事（栄養バランスなど）に気をつけている」、知的障がい者は「睡眠を十分にとっている」、複数手帳所持者では「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」が多くなっています。食事や睡眠、健診（検診）受診など健康管理に気を配っている障がい者が多くなっています。（図８）

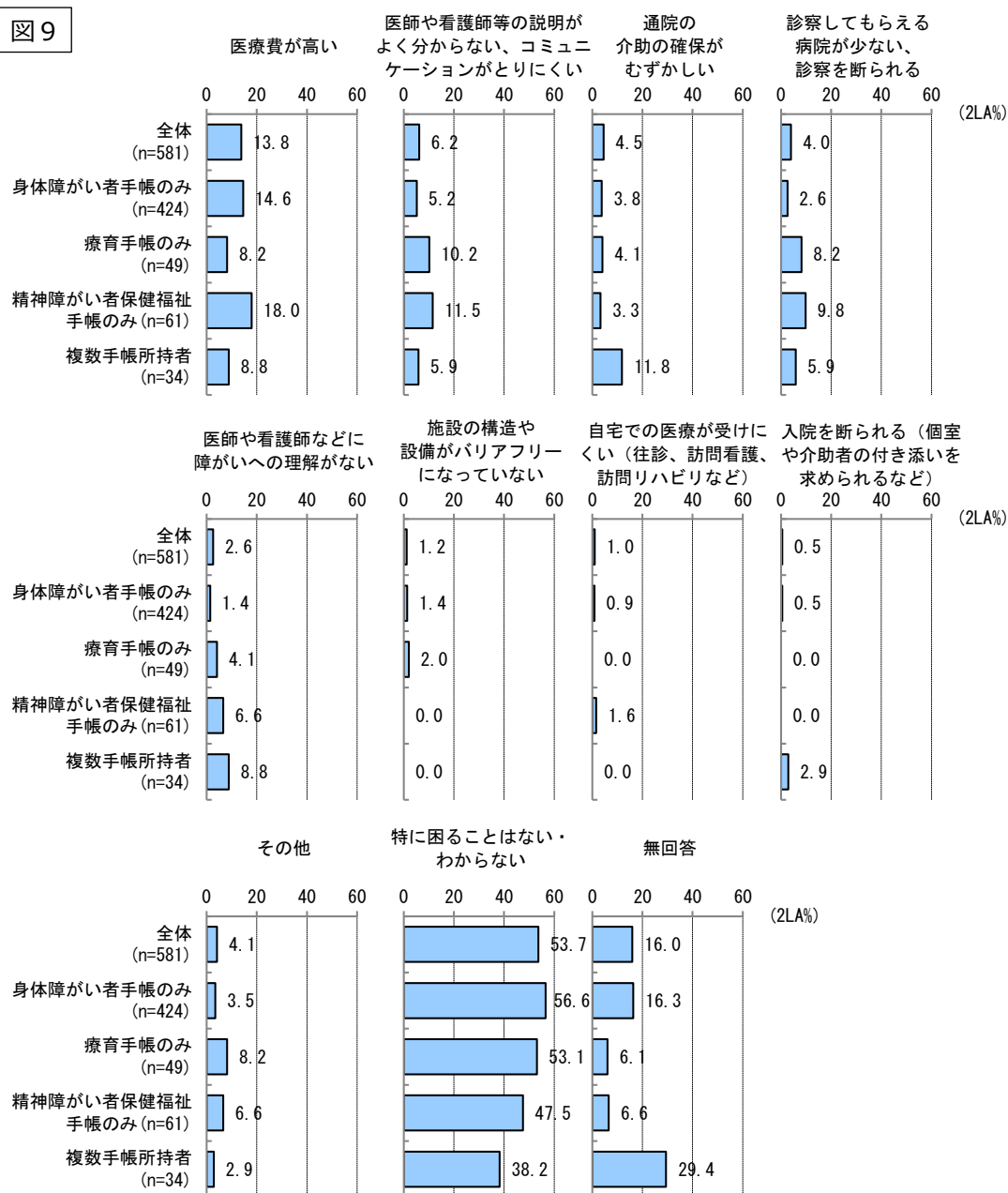


■病院の診察や医療を受けるときに困ることや不満なこと

身体障がい者と精神障がい者は「医療費が高い」、知的障がい者は「医師や看護師等の説明がよく分からない、コミュニケーションがとりにくい」、複数手帳所持者は「通院の介助の確保がむずかしい」が多くなっています。(図9)

障がい者が地域で安心して健やかな生活を送っていくにあたって、医療の受けやすさなど、健康保持・増進に対する適切な支援体制が整備されていることが必要です。

図9



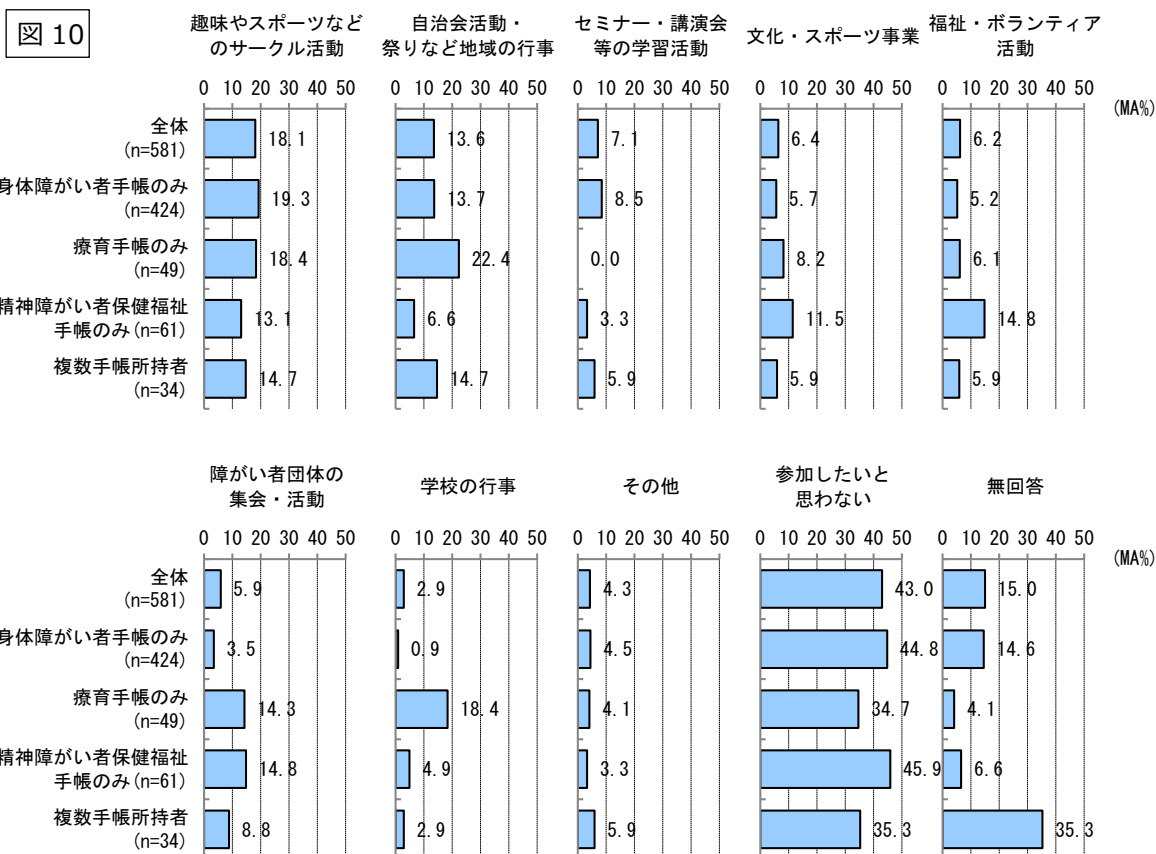
高齢化の進行を背景に、障がいがある長期療養者の増加や疾病の重度化が進むものと考えられます。このような状況に対応し、障がい者の地域生活への移行を促進するため、保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、リハビリテーション体制や、病状が急変することが少なくない精神障がい者の地域での安心な生活を支えるための身近な医療サービスなど、障がい者のニーズに応じた医療提供体制の充実が求められます。

〔５〕障がい者の主体的な社会参加、就労の促進

日常生活の中で、障がい者自らが積極的に社会参加を図り、他者と交流する活動を行うことは、生活の豊かさを向上させる上で大変重要なことです。

■地域の行事や活動への参加意向

身体障がい者は「趣味やスポーツなどのサークル活動」が、知的障がい者は「自治会活動・祭りなど地域の行事」がそれぞれ多くなっています。また、精神障がい者は「福祉・ボランティア活動」と「障がい者団体の集会・活動」が、複数手帳所持者は「趣味やスポーツなどのサークル活動」と「自治会活動・祭りなど地域の行事」（ともに14.7%）が多くなっています。全体では、地域活動に関わりたいと考えている障がい者が4割程度を占め、自ら積極的に社会参加をしたいという意識が比較的高くなっています。（図10）



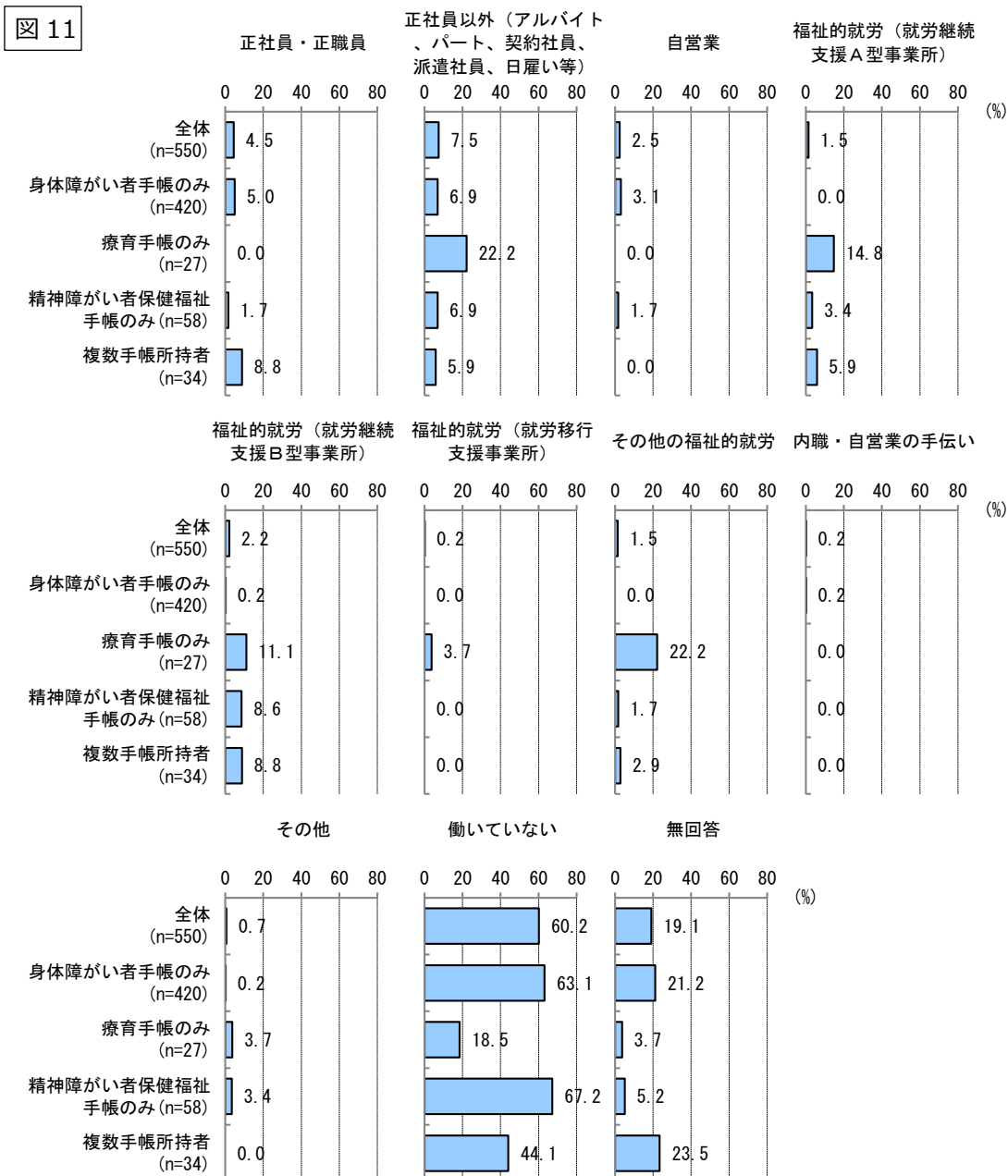
今後は障がい者の状況やニーズに合った活動に対する支援を充実していく必要があります。

■現在の就労状況（18歳以上の障がい者）

「働いていない」割合は、身体障がい者と精神障がい者では6割を超えています。

また一般就労の割合は、身体または精神障がい者では「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）」が最も高くなっています。知的障がい者は「働いていない」割合は18.5%と低く、「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員、派遣社員、日雇い等）」が22.2%、「福祉的就労」が14.8%となっています。（図11）

一般就労をする障がい者では正規雇用に比べ非正規雇用の割合が高くなっています。



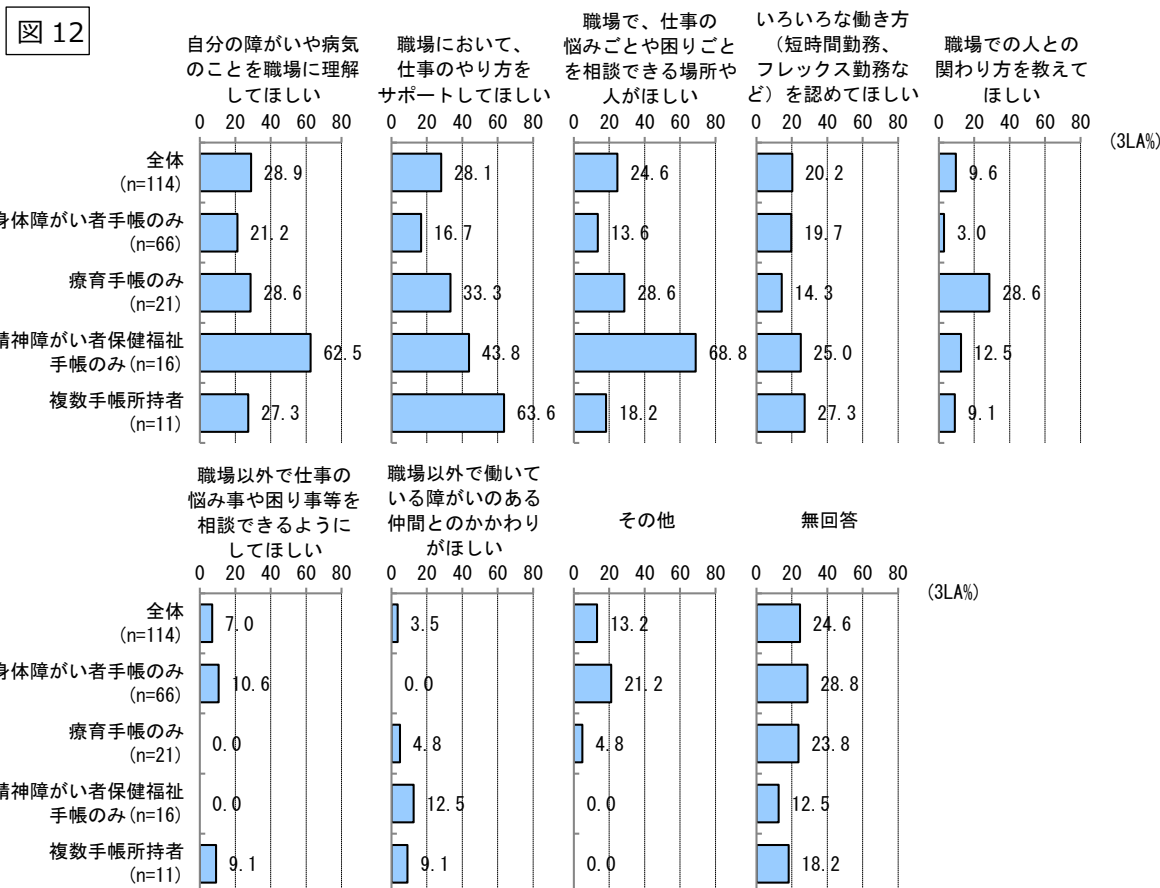
障がい者全体では、正社員・正職員で就労する障がい者は4.5%で、働いていない割合が60.2%を占めています。働き続けるために望むことへの回答をみると、障がい者の就労を困難にしている背景として、職場での障がいに対する理解不足や障がい者を受け入れることに理解を示す企業・事業所がまだまだ少ない、また障がい者が職場に定着し長く就労できる環境が十分でない様子がうかがえます。

引き続きハローワークと連携し、身体障がい者だけでなく知的障がい者や精神障がい者の雇用も進め、法定雇用率（2.0%、2018年(平成30年)4月1日からは2.2%）以上の雇用に積極的に取り組んでいくことが必要です。

一般企業に対しては、事業主の障がいのある人の雇用への理解・協力のための啓発や広報に努めることが重要です。さらに、企業（事業所）では、障がい者に適した仕事や職域の開発、職業訓練の機会の提供等の充実に努める一方、町は障がい者雇用を促進する旗振り役として、障がいの特性に配慮した就労条件や環境整備などを企業に働きかけ、就労機会の拡大や職場定着に向けた支援の充実に図っていくことが必要です。

■働き続けるために望むこと（18歳以上の就労者）

身体障がい者は「自分の障がいや病気のことを職場に理解してほしい」、知的障がい者と複数手帳所持者は「職場において、仕事のやり方をサポートしてほしい」がそれぞれ多くなっています。また、精神障がい者は「職場で、仕事の悩みごとや困りごとを相談できる場所や人がほしい」（68.8%）が最も多くなっています。（図12）



〔6〕障がい者の能力を高める教育・療育環境の充実

学校・幼稚園・保育所（園）などにおいては、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に障がいのある児童・生徒一人ひとりの課題に配慮した適切な教育・保育が行われるような体制や教育環境の充実が重要です。

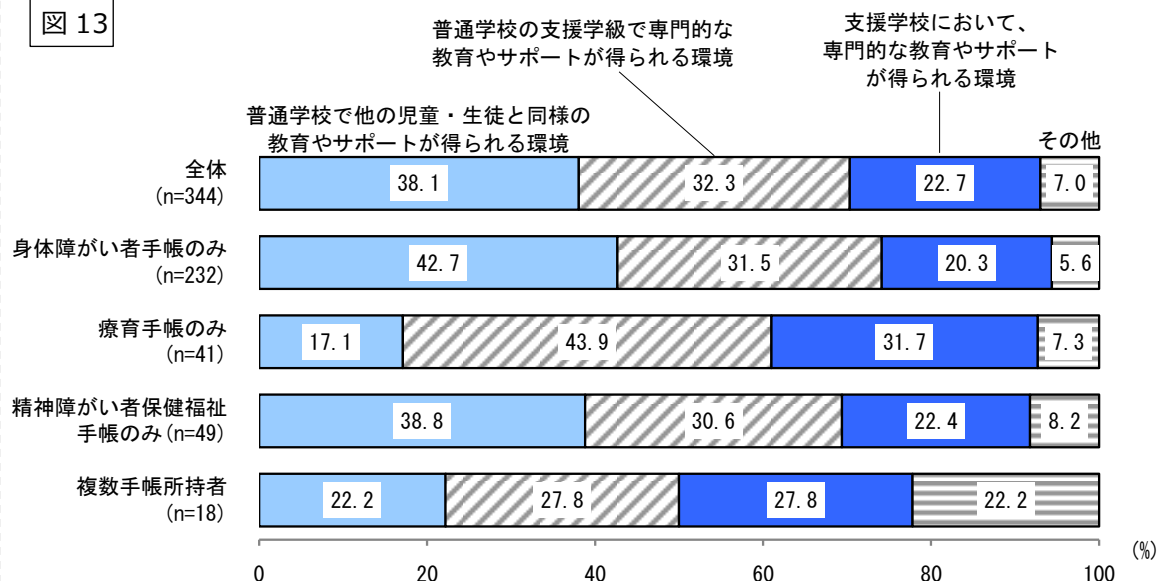
調査結果でも、障がいのない児童・生徒と分け隔てのない教育環境を求める意見がある一方で、学習サポート体制が不十分、通園・通学面や障がいへの理解などの環境面で問題があるという意見もみられます。

■ 障がいのある児童・生徒に望ましい就学環境

「普通学校で他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が最も多く、次いで「普通学校の支援学級で専門的な教育やサポートが得られる環境」や「支援学校において、専門的な教育やサポートが得られる環境」が続いています。

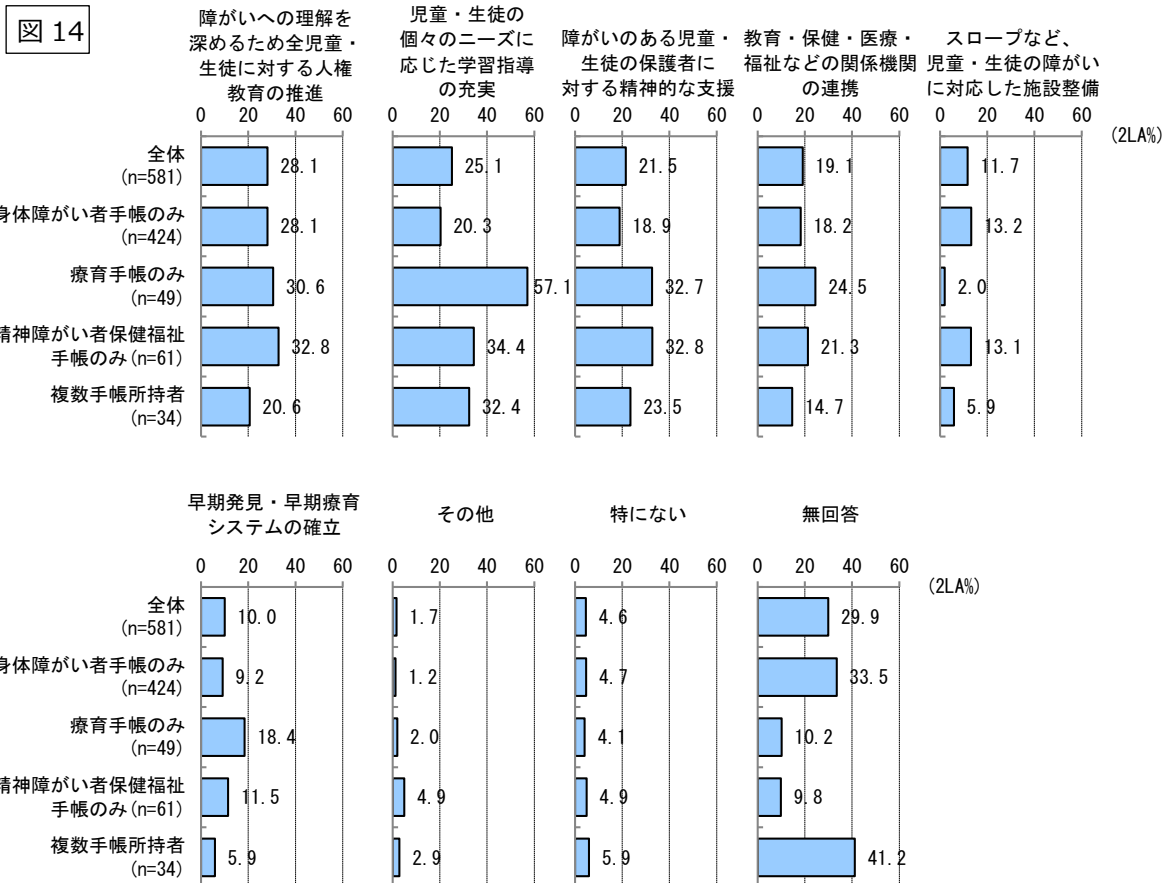
また、障がいのある児童・生徒が学校・園生活を送る上での問題点は、「通園・通学が大変」が最も多く、次いで「友達ができない」や「児童・生徒（またはその保護者）の理解が得られない」が続いています。（図13）

図 13



■ 障がいのある児童・生徒の教育・育成に関して必要なこと

「障がいへの理解を深めるため全児童・生徒に対する人権教育の推進」が最も多く、次いで「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」などが続いています。（図14）



就学前から卒業後までのライフステージ⁶を横断した切れ目のない支援を進めることが重要であり、将来を見通した教育・保育・療育体制の充実と、保健・医療・福祉・就労等の関係機関と連携し、継続的な支援のための取組みを推進することが必要です。

〔7〕障がい者にとって安全・安心な生活環境の整備

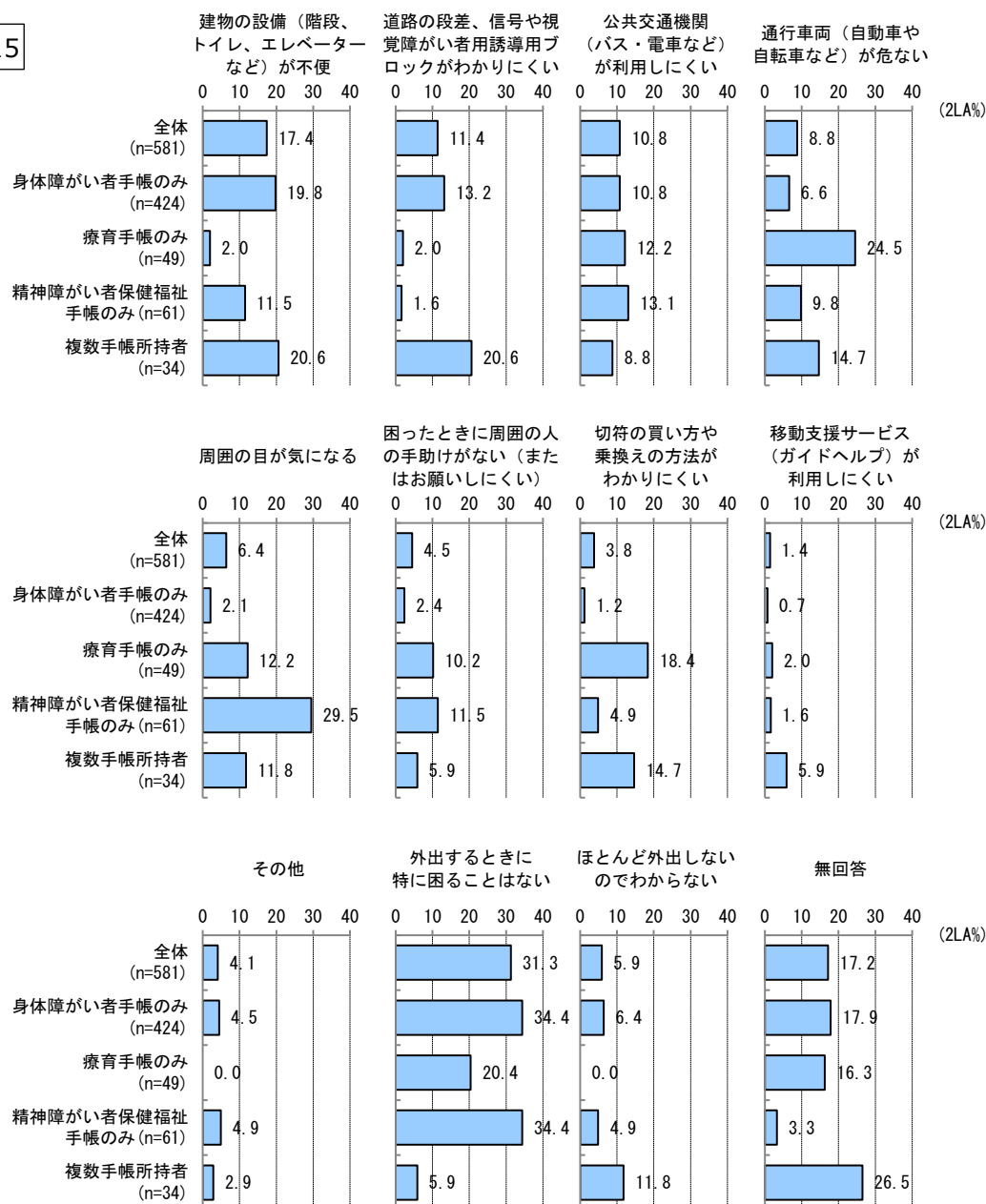
障害者基本法に明記されている障がい者にとって障壁となる事物・制度・慣行・観念など、あらゆる障壁を取除くことが必要であるという趣旨を踏まえ、誰にとってもやさしいまちづくりをめざし、障がい者を含むすべての住民が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。

⁶ ライフステージ：人の一生における、さまざまな段階のこと。幼年期・児童期・青年期など年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。

■外出時に困ることや不便に思うこと

身体障がい者・複数手帳所持者では「建物の設備（階段、トイレ、エレベーターなど）が不便」や「道路の段差、信号や視覚障がい者用誘導用ブロックがわかりにくい」が多く、知的障がい者は「通行車両（自動車や自転車など）が危ない」や「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が多くなっています。精神障がい者は「周囲の目が気になる」「公共交通機関（バス・電車など）が利用しにくい」が多くなっています。（図15）

図 15

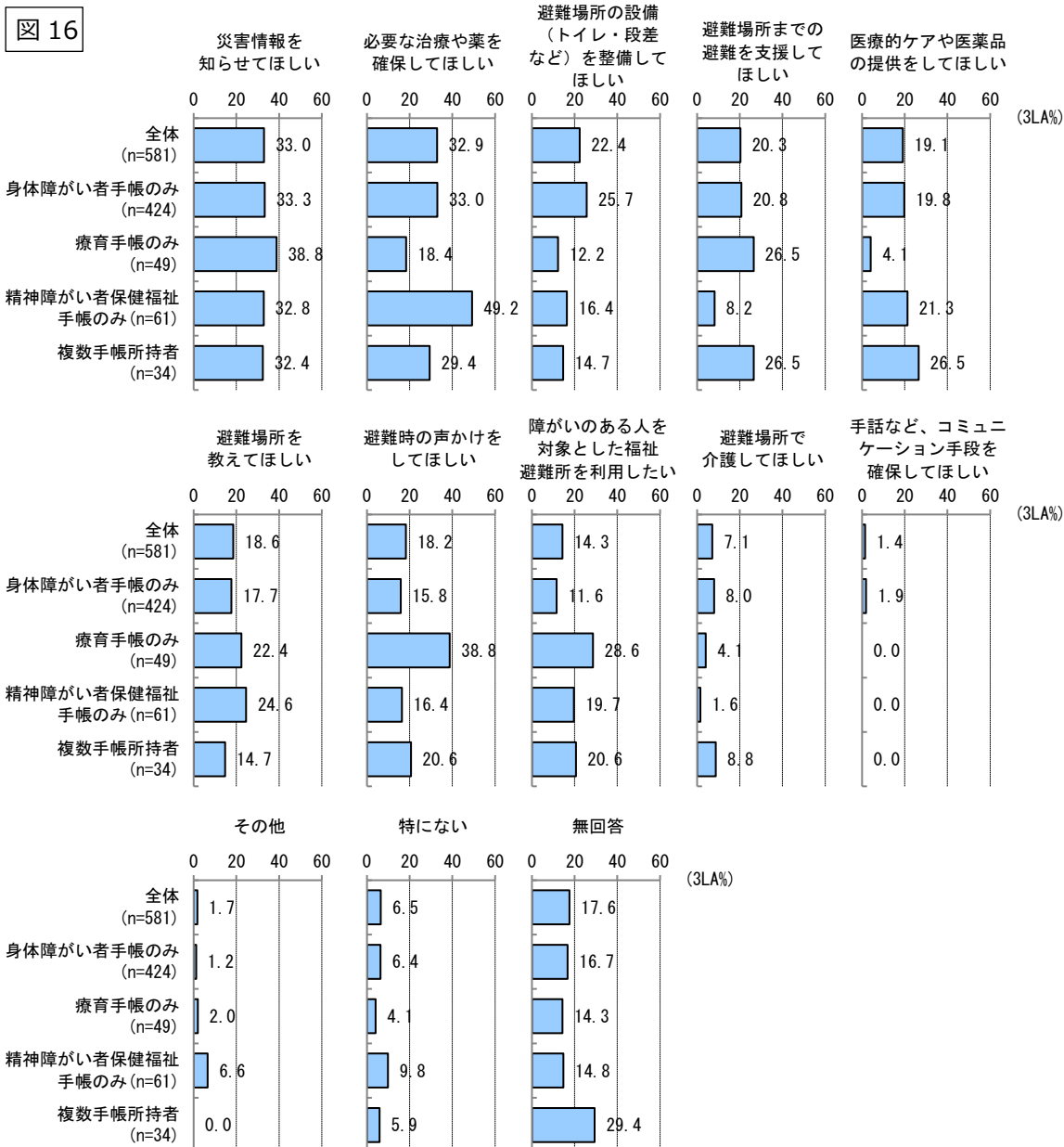


外出移動にあたって、段差や外出時の困りごとへの不安などを感じている障がい者は少なくありません。障がい者に外出の機会を継続的に提供し、活発な社会生活を送るための支援の充実を図っていくことが重要です。引き続き障がい者の目線に立って移動しやすい空間の整備に取り組む必要があります。

また、災害時に単独で避難したり、近隣に助けを求めたりすることが困難である障がい者は少なくないと考えられます。

■災害発生時に支援してほしいこと

身体障がい者と複数手帳所持者は「災害情報を知らせてほしい」、知的障がい者は「災害情報を知らせてほしい」と「避難時の声かけをしてほしい」、精神障がい者は「必要な治療や薬を確保してほしい」が最も多くなっています。また、「障がいのある人を対象とした福祉避難所を利用したい」は、知的障がい者の割合が他の障がい者に比べ高くなっています。(図16)



障がい者が災害弱者とならないように、災害発生時の情報伝達のほか、適切に支援するための要援護者情報の充実や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念と基本的視点

〔1〕基本理念と基本目標

本計画の基本理念及び基本目標は、計画の連続性、整合性を図る観点から、前計画の理念を継承することとします。

また、この理念とともに、地域社会における共生や社会参加の機会の確保等に関する考え方をはじめ、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」などを原則として、住民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすようそれぞれが努めます。

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる社会（共生社会）の実現をめざし、本計画を推進するものとします。

【基本理念】

誰もがお互いに支え合う地域社会

【基本目標】

共生社会の実現

奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例

障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会の現実是谁もが望んでいるところですが、今なお、障がいや障がいのある人への理解不足等により、障がいのある人が障がいを理由とした不利益な取扱いを受けたり、生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりしています。

この条例は、そうした問題をなくし、障がいのある人もない人もお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会づくりを目的にしています。

私たち一人ひとりが障がいのことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁がなくなれば、障がいのある人だけでなく、全ての人にとって暮らしやすい社会になっていきます。

障がいのある人もない人も、ともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県をつくりましょう。

この条例では「何人も障害を理由とする差別をしてはならない」としており、公的機関はもちろんのこと、企業や団体、個人など、全ての人を対象としています。

〔２〕 基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ⁷の向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「PDCAサイクル⁸等を通じた実効性のある取組の推進」の６つを掲げ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策について総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

これらの横断的な視点を踏まえ、本計画の推進にあたっては、次にあげる基本的視点に立って、庁内関係各課及び庁外関係機関・団体等との連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

【計画推進にあたっての基本的視点】

（１）権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障がいの有無に関係なく、互いの個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現のために、障がいのある人もない人もそれぞれが当事者として参画し、互いの権利を尊重し守る意識を培い、障がいに対し理解を深め配慮する態度を育む取組みを推進します。

（２）社会のバリアフリー⁹化の促進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

（３）障がい者がその人らしい生活を送り社会参加を促すための支援

障がい者が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障がいの特性への配慮をはじめ、多様化するニーズへの対応など、生活状況やライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実します。それとともに、関係機関・団体が連携・協働し、学ぶ場・働く場・活動する場等の環境の整備を図り、障がい者の自立生活と積極的な社会参加を促進します。

（４）障がい者の意思決定への支援

障がいの特性や生活状況等に関係なく、障がい者自身が自らの意思により、必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活が送ることができる環境づくりを推進します。

⁷ アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

⁸ PDCAサイクル：業務の計画(Plan)を立て、計画に基づいて業務を実行(Do)し、実行した業務を評価(Check)し、改善(Action)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てるための一連のプロセス。

⁹ バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。

2 計画の枠組み

基本理念	基本目標	基本的視点	推進施策
誰もがお互いに支え合う地域社会	共生社会の実現	○権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進 ○社会のバリアフリー化の促進 ○障がい者がその人らしい生活を送り社会参加を促すための支援 ○障がい者の意思決定への支援	1 地域での自立生活への支援
			2 障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進
			3 心身の健康保持・増進
			4 経済的自立に向けた就労支援の推進
			5 障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進
			6 安全・安心に暮らせる生活環境の推進

3 施策の体系

推進施策	施策の方向
1 地域での自立生活への支援	(1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上
	(2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実
	(3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進
2 障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	(2) 障がい者虐待の防止・権利擁護の推進
3 心身の健康保持・増進	(1) 健康の保持・増進
	(2) 保健・医療サービスの充実
4 経済的自立に向けた就労支援の推進	(1) 障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進
	(2) 障がいのある人の就労機会や場の拡大
5 障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進	(1) 教育・保育環境の充実
	(2) 発達障がい児に対する支援の充実
	(3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進
	(4) 生涯学習の推進
6 安全・安心に暮らせる生活環境の推進	(1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上
	(2) 移動しやすい環境の整備
	(3) 防災、防犯対策の推進
	(4) 消費者被害の防止

第4章 障がい者計画

推進施策 1

地域での自立生活への支援

▼これまでの取組みの概要

本町では、障がい者の地域での自立生活を支えるため、これまで第1期から第4期にわたる障がい福祉計画に基づき、国の法制度の見直しに対応し、障がい福祉サービス等の提供体制の充実に取組むとともに、制度やサービス内容について、住民に周知を図ってきました。

また、障がい者本人をはじめ、その家族、介助者等が抱えるさまざまな不安や悩みを受け、必要なサービスを円滑に利用し、適切なサービスにつなぐことができるよう、町関係機関、障がい者相談支援事業所、保健所などの関係機関と連携した相談支援体制の充実に努めています。さらに、町広報紙や町ホームページ、障がい福祉に関するガイドブック等を通じた情報提供のほか、民生・児童委員等と連携した相談・情報提供体制の充実に努めています。

近年増加している発達障がいに対しては、児童・生徒とその保護者等を対象とした相談支援や療育の充実に関係機関や医療機関と連携して努めています。

▼施策の方向

障がい者が、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る取組みが重要です。また、今日の情報化社会では、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）¹⁰等を使った情報収集や情報発信はますます重要になっており、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー化、情報利用におけるアクセシビリティの向上が求められています。

そのため、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の提供体制の充実をはじめ、西和7町障害者等支援協議会による相談支援機能の充実のほか、福祉サービスや社会参加などに関する情報へのアクセスのしやすさなど、障がい者の地域生活を支える社会環境の充実に努めます。

また、地域の様々な社会資源を活用し、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい者一人ひとりの「生活の質（QOL）¹¹」の向上を図ります。

¹⁰ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）：インターネット上での交流の場を提供するサービス。「Facebook」「Twitter」「LINE」等。

¹¹ 生活の質（QOL）：Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。生命の質。

▼施策内容

〔１〕相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上

障がい者が地域でその人なりの自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関わる困りごと等を気軽に相談したり、専門的な相談にも対応できる相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい者が情報収集やコミュニケーションの面で制約を感じることがないように、障がい特性に配慮し、情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

具体的施策	施策内容
相談支援体制の強化	西和圏域 7 町 ¹² 内の障がい者相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実を図ります。
行政情報の提供体制の充実	○町関連機関の窓口の表示、案内板等についてわかりやすい表示を推進するとともに、行政窓口では手話や筆談等によりスムーズに意思疎通ができるよう合理的配慮に基づいた情報提供を検討していきます。 ○障がい者に配慮したホームページの作成や録音物等による提供など、情報へのアクセシビリティの向上を図ります。
情報通信技術（ＩＣＴ） ¹³ 機器の利用促進	○情報伝達の主要な手段である、情報通信支援用具などについては、利用にかかる支援を行います。 ○情報提供の手段として、スマートフォン・タブレット端末などの情報通信機器の活用も今後において検討していきます。
福祉に関する情報提供の充実	○相談支援専門員や民生委員等と連携し、各種福祉サービス情報をできるだけもれなく提供できるよう努めます。 ○障がい福祉に関する各種情報を掲載するパンフレットやガイドブックの内容の充実に努めます。
手話通訳者等の派遣の推進	○意思疎通支援を必要とする障がい者のために、手話通訳者・要約筆記者などの派遣事業を推進します。 ○手話通訳者・要約筆記者など、意思疎通を支援する人材の養成・確保に努めます。

¹² 西和圏域 7 町：北葛城郡の 3 町（王寺町・上牧町・河合町）と生駒郡の 4 町（斑鳩町・三郷町・平群町・安堵町）

¹³ 情報通信技術（ＩＣＴ）：情報通信分野の関連技術の総称。
ＩＣＴは、information and communication technology の略称。

〔２〕多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実

日常生活を送る上で必要なサービスが障がい者のニーズに応じて利用でき、また、障がいの状況に応じたサービスが提供される体制の計画的な整備を図ります。

具体的施策	施策内容
障がい福祉サービス提供体制の充実	○利用者本位のサービス提供体制を確保できるよう、関係機関と連携し、事業者の参入及びサービス利用の確保に引き続き努めます。 ○障がい児通所支援サービスについては、利用ニーズに十分対応できるよう、関係機関と連携しながら事業所の確保に努めます。 ○利用者の意向や心身の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じたサービス支給決定を行うため、特定相談支援事業所の確保及び相談支援専門員の資質向上に努めます。
地域生活支援事業の充実	○利用者のニーズなどを踏まえながら事業者の確保などサービス提供体制の充実に努めます。 ○地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供に努めます。
年金制度や各種手当等の周知	障がい者が経済的に安定した生活を送ることができるよう、年金制度や各種手当、割引制度等の周知に努めます。

〔３〕障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進

障がいのある子どもが社会の一員として、生涯にわたって主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの状況に応じた、また、ライフステージを横断した適切な支援を実施します。

具体的施策	施策内容
障がいのある児童の発達支援体制の推進	乳幼児期から個々に応じた指導・支援を図るため、情報伝達ツール「サポートブック『リンクぶらす』 ¹⁴ 」を活用し、関係機関相互の連携を充実するとともに、障がいのある児童・生徒やその家族に対する継続的な支援体制を推進します。
療育相談等の充実	発達段階においてサポートが必要な子どもが、社会的で自立した生活ができるよう、また、保護者の心身の負担軽減を図れるよう、個々に応じた療育や相談事業とともに支援体制を各関係機関と連携し充実させます。

¹⁴ サポートブック『リンクぶらす』：障がいのある方や家族の現状、成長過程を関係者で共有、活用することにより、本人を中心とした総合的な支援ネットワークによる支援が可能となるよう作成されたツール。

推進施策 2

障がいに対する理解促進及び権利擁護等の推進

▼これまでの取組みの概要

本町では、これまで障がい（障がい者）に対する住民の理解を深めるため、町広報紙をはじめ、ホームページでの情報提供、障がい者週間啓発事業等の各種イベント・行事の機会を活用し、啓発や広報を展開してきました。また、町内の社会福祉法人や町社会福祉協議会と連携し、障がい者と地域住民が交流する機会を設け、学校教育において体験学習などを取入れた福祉教育を実践し、児童・生徒の障がいや障がいのある人への理解を深めるための取組みを推進しています。

一方、障がい者の権利擁護や虐待防止については、成年後見制度利用支援事業の実施のほか、町社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」など、障がい者の日常生活の権利を守るための取組みを行っています。

また、障がい者虐待への対応については、奈良県や西和圏域7町で実施する研修会への参加などを通じ職員の虐待対応の資質向上を図るとともに、虐待事案が発生した場合は、町福祉課が窓口になり、ケース会議を開催、対応策を協議しています。困難事例の場合は、西和7町障害者等支援協議会または、障がい者相談支援事業所や保健所、サービス提供事業所等が連携して問題解決にあたる体制を構築し、虐待に対する適切な対応等を図っています。

▼施策の方向

障がいに対する理解が一層進み、障がい者が地域で安全・安心に暮らし、また、障がいの有無に関係なく、地域でともに生きる「共生」の理念を一層浸透させていく取組みが重要です。

そのため、家庭や地域、学校、職域などあらゆる場において、すべての世代の住民がそれぞれの個性を互いに尊重しあい、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、地域住民、行政、障がい者団体や関係機関等、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会や場を通じて、広報・啓発活動を推進していきます。

また、障がい者の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障がい者への虐待防止に向けた取組みを引き続き推進します。

▼ 施策内容

〔１〕 障がい者を理由とする差別の解消の推進

障がい者に対する差別を解消し、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会の実現に向けた啓発を強化するとともに、合理的配慮の視点に立った取組みを推進します。

具体的施策	施策内容
町広報紙・ホームページ等による啓発活動の実施	○町広報紙や町のホームページなどを通じて、住民への障がいに対する理解の促進に努めます。 ○障がい者に対しても、障がい者同士での助け合いなどを通じて、自立意識の向上を支援します。
障がい者週間等での啓発活動の実施	障がい者週間等の各種行事を中心に地域住民、関係団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。
保育所・幼稚園、小中学校における交流教育等の推進	ボランティア活動等の様々な体験学習を通じて、障がいに対する理解を深める交流教育などを推進します。
ボランティア活動の推進	○児童・生徒や住民などへのボランティア活動に対する意識の啓発や養成講座の開催などを通じ、町社会福祉協議会などと連携してボランティアの育成に努めます。 ○ボランティアの活動内容などに関する情報提供を行い、住民が自発的に活動しやすい条件整備を図ります。さらに、ボランティアの組織化・ネットワーク化を図り、町社会福祉協議会が行っている地域ボランティア活動への支援を推進します。
役場職員・サービス提供事業者に対する障がい者理解の促進	○障がい者施策や事業を担当する職員及び教育を担当する教職員のみならず、すべての役場職員に対し、合理的配慮をはじめ、人権尊重を基本とした研修（奈良県協力）の充実を図ります。 ○障がい者が地域において安全で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス提供事業者の従事者に対しても研修への参加など障がいに関する理解の促進を図ります。

〔２〕障がい者虐待の防止・権利擁護の推進

障がい者がその権利を侵害されることなく、地域で安心して生活できるよう、障がい者に対する虐待防止対策など、障がい者の権利や人権を守るための取組みとともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。

具体的施策	施策内容
障がい者虐待防止対策の推進	○圏域において、虐待を確認した場合の適切な対応等を実施する体制を充実するとともに、障がい者相談支援事業所及び地域の関係機関・団体等と連携し、必要な支援を行います。 ○西和7町障害者等支援協議会と地域の関係機関・団体等が連携し、障がい者の虐待防止のための研修会のほか、地域住民への啓発、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止・早期発見・早期対応に努めます。
権利擁護の推進	○施設入所や在宅サービスの利用等において、契約締結などの法律行為が困難になっても、障がい者が安心して継続した生活を送ることができるよう、「成年後見制度利用支援事業」の利用を促進します。 ○町社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」の周知と利用促進に努めます。



推進施策3

心身の健康保持・増進

▼これまでの取組みの概要

本町では、妊産婦の健康教育や保健指導、健康診査、各種健診・相談・教室・訪問指導など実施し、すべての住民が住み慣れた地域で、日頃から健康管理に努め、健康で暮らしていけるよう、乳幼児期から疾病の予防や障がいの予防、早期発見・早期治療、高齢期の介護予防などさまざまな取組みを進めています。

また、障がいが発見された場合は、必要な医療提供や指導訓練・生活支援など一貫した対応を図り、関係機関との連携のもと、障がい者に必要な支援を実施しています。

また、療育についての相談・支援のほか、近年増加している精神疾患にも適切に対応できるよう相談機能の強化を図っています。

▼施策の方向

障がいなどの予防と早期発見・治療、リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えるために重要な取組みです。

障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい者の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージに応じた保健・医療・リハビリテーションの充実に努めます。



▼施策内容

〔１〕健康の保持・増進

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見を図るため、各種健診の受診を促進するなど、心身機能の低下防止と健康の保持・増進に向けた取組みを一層充実します。

具体的施策	施策内容
障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応	○妊産婦の保健指導、健康教育及び健康診査、相談体制等の充実とともに、妊娠期、乳幼児期の疾病や障がいの早期発見・早期治療を図るため、各種健診・相談・教室・訪問指導を推進します。 ○生活習慣病の予防と疾病の早期発見・治療のため、健康診査等の受診を奨励し、要指導者等に対する保健指導の充実に努めます。 ○高齢化の進展を背景に加齢に伴う体力や筋力の低下が進み、要介護状態になることを予防するため、介護予防事業を推進します。 ○障がいが発見された場合は、専門の医療機関や保健所、主治医等による相互連携のもと、障がいのある人に必要な医療の提供のほか、退院調整、指導訓練や生活支援など、障がいの発見段階から一貫した対応に努めます。
障がいの原因となる疾病等についての普及・啓発の推進	○障がいの原因となる疾病、外傷等の予防や治療について、住民に対し正しい知識の普及を図ります。 ○障がいの原因となる疾病、乳幼児や高齢者の事故等を未然に防ぐため、各種健康相談や健康教育などを通じ、それらの防止に向けた啓発に努めます。



〔２〕保健・医療サービスの充実

障がいにつながる疾病や事故等を予防する一方で、障がい者の健康保持・増進に努めるほか、医療的ケア¹⁵を必要とする障がい者が健やかに安心して生活を継続できるよう、関係機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。

具体的施策	施策内容
障がい者に対する保健・医療サービスの提供	○障がい者の健康の保持・増進や児童の発達に関する相談・支援などについて、保健福祉センターのほか、必要に応じて保健所・こども家庭相談センター等、専門相談に対応できる関係機関と連携した支援を行います。 ○障がい者が、地域で安心して医療を受けることができるよう、地域の医療情報の収集、医療体制の充実に努めます。
障がい者が安心して受診できる医療サービスの提供	○障がい者がいつでも必要かつ適切な医療を安心して受けられるよう、医療従事者の障がいに対する理解促進、受診環境の充実に努めます。 ○障がい者医療制度及び自立支援医療等の各種医療制度について、町広報紙やホームページ等を通して制度の周知を図り、適正な利用を促進します。
精神保健対策の推進	○精神障がい者に対する差別や偏見を解消し、積極的な社会参加を促進するため、家族会などの活動を支援し、地域で支え合う体制づくりを推進します。 ○精神疾患及び精神障がいに対する正しい知識の普及を図るため、保健所や医療機関と連携した啓発活動の推進に努めます。 ○うつ病等による自殺など心の問題に対し、保健所と連携を図って相談・支援を行うとともに、地域で支え合う体制づくりを推進します。

¹⁵ 医療的ケア：家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

推進施策 4

経済的自立に向けた就労支援の推進

▼これまでの取組みの概要

本町では、障がい者の雇用を促進するため、民間企業や事業主に対し、能力や適性に
応じ、働きやすく、定着しやすい職場づくりを促すための啓発活動を推進しています。

また、奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者
就業・生活支援センター（ライク）などの機関が連携し、障がい者への就労相談のほか、
雇用に関する情報の企業への提供、職域の拡大や障がい者が働きやすい環境づくりに向
けた取組みに努めています。

一方、行政においては、障がい者を雇用する体制の整備に努めるとともに、障がい者
施設からの物品購入や役務の調達を進め、行政の福祉化¹⁶を推進しています。

また、就労が困難な障がい者に対しては、ニーズに応じた就労系のサービスを提供す
る事業所の確保に努めています。

▼施策の方向

障がい者が地域でいきいきと働いたり、多様な場に社会参加し活躍できる環境が身近
にあることは、障がい者が主体的に生きがいのある生活を送ることにとって大変重要で
す。

奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・
生活支援センター（ライク）等と連携を図り、公的機関や民間事業所における雇用を促
進するなど、障がい者の就業の拡大に向けた支援に努めます。

▼施策内容

〔1〕障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進

奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・
生活支援センター（ライク）等との連携のもと、事業主に対し、障がい者の雇用促進を
図る啓発、情報提供を推進します。

具体的施策	施策内容
事業主に対する啓発活動の推 進	民間企業や事業主に対して、障がい者の雇用促 進や障がい者が働きやすい環境づくりなどについ て啓発活動を推進します。

¹⁶ 行政の福祉化：町政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野
の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援す
る取組みのこと。

具体的施策	施策内容
障がい者への情報提供の推進	奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）等と連携しながら、障がい者の雇用に関する情報を提供します。
職場定着に向けた支援	就労後の職場定着を進めるため、事業者に対して障がい者の能力や適性、障がいの特性に応じた就業支援を呼びかけるとともに、合理的配慮に基づいた障がい者の労働環境の整備についての啓発を図ります。

〔２〕障がいのある人の就労機会や場の拡大

障がい者が職業を通して社会参加することができるよう、保健・福祉・教育・労働などの関係機関が連携し、障がい者の就労の機会や場の拡大などの支援に努めます。

具体的施策	施策内容
障がい者雇用の促進	障がい者の雇用を促進するため、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。
就労に対する相談体制の充実	就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、奈良障害者職業センターやハローワーク（公共職業安定所）、なら西和障害者就業・生活支援センター（ライク）等と連携を図り、就労に関する相談体制の充実に努めます。
行政の福祉化の推進	○障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立及び社会参加を促進するため、当該施設等からの物品購入等を推進し、受注機会の確保を図ります。 ○障がい者にその能力と適性に応じた福祉的就労の機会を提供するなど、福祉的就労への支援を充実します。
就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進	○一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等の福祉的就労の場の確保に努めます。 ○障がい福祉サービス提供事業者に対しても障がいのある人の福祉的就労の場の確保を働きかけます。

推進施策 5

障がいのある人の能力を高める教育・社会参加の推進

▼これまでの取組みの概要

学校教育では、教育的な配慮が必要な子どもたちに対し、個々に応じた指導を行うとともに、合理的配慮のもと、児童・生徒一人ひとりの力をのばせるよう、校種¹⁷間、関係機関との連携を推進しています。

また、幼稚園・保育所等では、障がいの有無に関係なく、児童の受け入れを行うことができるよう療育機能の充実に努めています。さらに、町内の幼稚園・保育所等では園庭開放や地域交流事業を通じて、地域住民との交流を図り、町内小学校では、障がいのある児童・生徒が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりなどを行っています。

また、障がい者がスポーツに親しむ機会の提供にも努めています。

▼施策の方向

障がいの有無に関係なく、本町の子どもたちが地域とともに学び育つことができる環境は、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念を育むためにも重要です。そのため、地域の保育所や幼稚園、小中学校、特別支援学校が互いに連携し、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性とともに伸ばす教育の推進を図ります。

また、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、スポーツ・文化・レクリエーション活動などの幅広い活動に、障がい者が参加できるよう条件整備を行い、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

▼施策内容

〔1〕教育・保育環境の充実

「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を踏まえ、児童・生徒の発達の状況に応じた適切な教育・保育内容や指導方法に基づき、生きぬく力を育むことができる教育・保育環境を充実します。

具体的施策	施策内容
相談支援体制の充実	○子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、各相談支援機関と連携を図ります。 ○福祉・保健・医療との連携を密にし、本人及び保護者の意向、障がいの状況等を踏まえた就園・就学相談の充実に努めます。

¹⁷ 校種：学校の種類のこと。学校教育法第1条では、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」と規定されている。

具体的施策	施策内容
教育支援体制の充実	○保健福祉センター、幼稚園・保育所等の連携を充実し、幼児及びその保護者に対する相談・指導・助言等の早期支援に努めます。 ○学校教育においては、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるなど、障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な教育的支援に努めます。 ○一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、校種間・関係機関との連携を進めます。 ○乳幼児期から学校卒業後までを通じて、長期的な視点で一貫した的確な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画¹⁸」の作成に努めます。 ○教職員が障がいのある子どもの特性を理解し、個々の能力や個性を伸ばす教育ができるよう、指導力の向上に努めます。
地域との交流や家庭への支援	○学校の校庭や教室等に安全に安心して活動できる子どもの活動拠点を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を促進します。 ○特別支援学校及び特別支援学級に在籍する子どもがいる家庭の経済的負担を軽減するため、所得等の状況に応じ、就学奨励費を支給します。
施設等のバリアフリー化の促進	○不特定多数が利用する公共施設については、引き続き施設・設備のバリアフリー化の促進に努めます。 ○学校においては、肢体不自由児・病弱児等障がいのある子どもに配慮した施設整備の促進に努めます。 ○障がいのある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、教材や学習を支援する情報機器、設備等を充実します。

¹⁸ 個別の教育支援計画：障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、長期的な視点で支援していくという考えのもと、学校園が中心となって関係機関と連携し、的確な教育を行うための計画。

〔２〕発達障がい児に対する支援の充実

自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）などの発達障がいがある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する指導・支援体制を充実します。

具体的施策	施策内容
乳幼児期の障がいのある子どもへの支援	○乳幼児期の子どもについては、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの状況に応じた適切な療育・相談事業の充実を図ります。 ○幼稚園・保育所においては、専門機関と連携し、子どもの発達状況に応じた効果的な支援の充実を図ります。
障がいのある児童・生徒への支援	発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの自立に向け、支援学級・通級指導教室¹⁹・通常の学級における効果的な指導・支援の充実を図ります。
児童福祉施設における療育支援の充実	障がいのある児童の療育の場として、児童発達支援センター等の児童福祉施設と連携し、支援の充実を図ります。

〔３〕スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進

地域の行事やスポーツ、レクリエーション活動など、障がい者が様々な生きがい活動に参加・参画できるよう支援するとともに、障がい者自身による各種活動を促進します。

具体的施策	施策内容
スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動のための基盤の充実	○障がいのある人が気軽に活動できる場としてのスポーツ・レクリエーション活動・文化施設等のバリアフリー化を推進するなど、施設の整備・改善に引き続き努めます。 ○民間施設についてもバリアフリー化の促進に努めるよう啓発を図ります。 ○障がいのある人がスポーツ・レクリエーション及び文化施設などを利用する際の利用料や入館料の軽減措置の実施及び周知に努めます。

¹⁹ 通級指導教室：通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。

具体的施策	施策内容
スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の推進	○障がいのある人の体力の向上やリハビリテーション、社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術等に親しむための継続した支援、障がいのある人の活動に対する指導者の育成などを行い、障がい者のスポーツ大会をはじめ、文化・芸術活動の推進に努めます。 ○スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実を図るなど、障がいのある人の参加を促進します。 ○移動支援事業の充実など移動手段を確保し、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に参加する機会の拡充を図ります。
障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等への活動支援	障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等が行っている活動などに対し、町社会福祉協議会と連携してサポートするボランティアの確保・育成などの活動支援に努めます。

〔４〕生涯学習の推進

学校生活修了後も、地域で学習活動等に積極的に取り組むことができるよう、障がい者の参加に配慮した生涯学習の参加機会や情報提供等の充実を図ります。

具体的施策	施策内容
学習に関する情報提供の充実	各種講座や行事に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいに配慮し参加しやすい条件や環境整備に努めます。
学習や交流機会の充実	○障がいのある人となない人どうしが、趣味等を通じ交流できる活動を支援します。 ○障がいのある人の文化・芸術鑑賞の機会を充実できるよう努めます。

推進施策 6

安全・安心に暮らせる生活環境の推進

▼これまでの取組みの概要

本町では、障がい者に対するあらゆる障壁（バリア）を取り除く考え方から、ユニバーサルデザイン²⁰やバリアフリーの考え方にに基づき、誰にとってもやさしいまちづくりを推進しています。

建築物や公園、道路・歩道等の町内の公共性の高い施設や設備については、条例や法令等に基づき、障がい者や高齢者等が利用しやすく、また、生活しやすいまちづくりに向けて整備・充実を図っています。

防災や防犯などの安全面については、障がい者を適切に救助・支援するため、災害時の要配慮者情報の把握のほか、避難、救助体制を整備するとともに、緊急時の情報連絡体制の充実を図っています。

また、警察署や自治会など、関係機関・団体と連携し、防犯に関する啓発、情報提供に努めるとともに、障がい者の消費生活に関するトラブルの予防や早期解決を図るための相談を実施するなど、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境をめざした取組みを進めています。

▼施策の方向

障がいの有無に関係なく、住民が地域で安全・安心に暮らしていけるよう、交通安全や防災・防犯などの面での配慮のほか、ユニバーサルデザインやバリアフリーによる生活空間づくりが重要です。

そのため、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に努めます。

▼施策内容

〔1〕住まいや建物・歩行空間等の環境の向上

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活の基盤となる住まいをはじめ、公共施設等について計画的な整備・改善を推進します。

また、障がい者や高齢者等の利便性や安全性に配慮した道路・歩道の整備など、住民にとってやさしい歩行空間の充実に努めます。

²⁰ ユニバーサルデザイン：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。

具体的施策	施策内容
バリアフリー住宅整備の推進	○公営住宅については、段差の解消、手すりの設置等を実施し、障がい者、高齢者に配慮した町営住宅の整備に努めます。 ○障がい者の居住の選択の機会が確保され、障がい者に配慮した住宅の整備が促進されるよう民間業者に対しての啓発に努めます。
公共施設等のバリアフリー化の促進	○公共公益施設等については、障がいの特性等に配慮するとともに、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備を促進します。 ○公園、水辺空間などにおけるバリアフリー化を促進し、障がい者が快適に利用でき、親しめる環境の整備に努めます。 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や奈良県住みよい福祉のまちづくり条例等に基づく福祉のまちづくりに関係する制度について、積極的な啓発を行い、バリアフリー意識の浸透に努めます。

〔２〕移動しやすい環境の整備

障がい者が外出や移動の際、不便を感じないよう関係機関の協力・連携のもと、公共交通機関の整備・充実を引き続き図ります。

具体的施策	施策内容
公共交通機関等における合理的配慮への理解促進	公共交通機関等に対して障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、合理的配慮を踏まえた整備、改善について理解と協力を求めています。
安全・安心して通行できる歩行環境の整備・充実	歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置、障がい者・高齢者等が通行できる歩道幅員の確保を推進するなど、歩行者や車いす使用者が安心して利用できる空間の確保に努めます。
外出支援サービスの充実	外出時の介助を行う同行援護、行動援護、移動支援事業などのサービスについて、障がい者のニーズを踏まえながら充実に努めます。

〔３〕防災、防犯対策の推進

「上牧町地域防災計画」や「避難行動要支援者プラン²¹」に基づき、災害発生時の被害の低減（減災）のほか、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が災害時に安全な避難等を行えるよう、計画的な支援対策を推進します。

また、地域住民の協力による防災・防犯のための支援体制を強化します。

具体的施策	施策内容
防災（減災）に関する啓発の推進	上牧町地域防災計画に基づき、地域住民に対して防災や減災対策などについて啓発活動を継続して実施していきます。
災害発生時の避難支援体制の充実	災害発生時の避難が円滑に行えるよう防災訓練の実施や防災行政無線のスピーカーの増設、避難準備情報の円滑な実施による災害時要援護者に対する避難誘導、障がいのある人に配慮した避難場所の整備、ひとり暮らしの高齢者や障がい者を消防と町と民生・児童委員または自治会で把握するなどの防災（減災）対策について関連各課で協議していきます。
関係機関と連携した防犯対策の推進	警察や自治会、ボランティア団体等と連携し、防犯ネットワークの構築に努め、障がい者等に対する防犯意識の高揚を図るとともに、防犯対策に関する情報提供に努めます。

〔４〕消費者被害の防止

障がいの特性につけこんだ特殊詐欺等の消費者被害を防止するため、合理的配慮に基づいたわかりやすい情報提供や関係機関・団体と連携した消費生活相談を実施します。

また、障がい福祉サービス事業者や地域の福祉活動団体、近隣住民等による障がい者への見守りを強化することで、消費者被害を地域全体で防ぐ環境づくりに取り組みます。

具体的施策	施策内容
消費者被害防止のための啓発の推進	消費生活相談員や関係機関・団体の連携により、障がいのある人を対象とした訪問販売や悪質商法に関する注意喚起、被害予防等の啓発を推進します。
消費生活相談窓口の周知	障がい者の消費生活に関するトラブル予防や早期解決を図るため、消費生活相談員などの消費生活相談窓口を周知します。

²¹ 避難行動要支援者プラン：風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制などを定めた計画。

第5章 障がい福祉計画

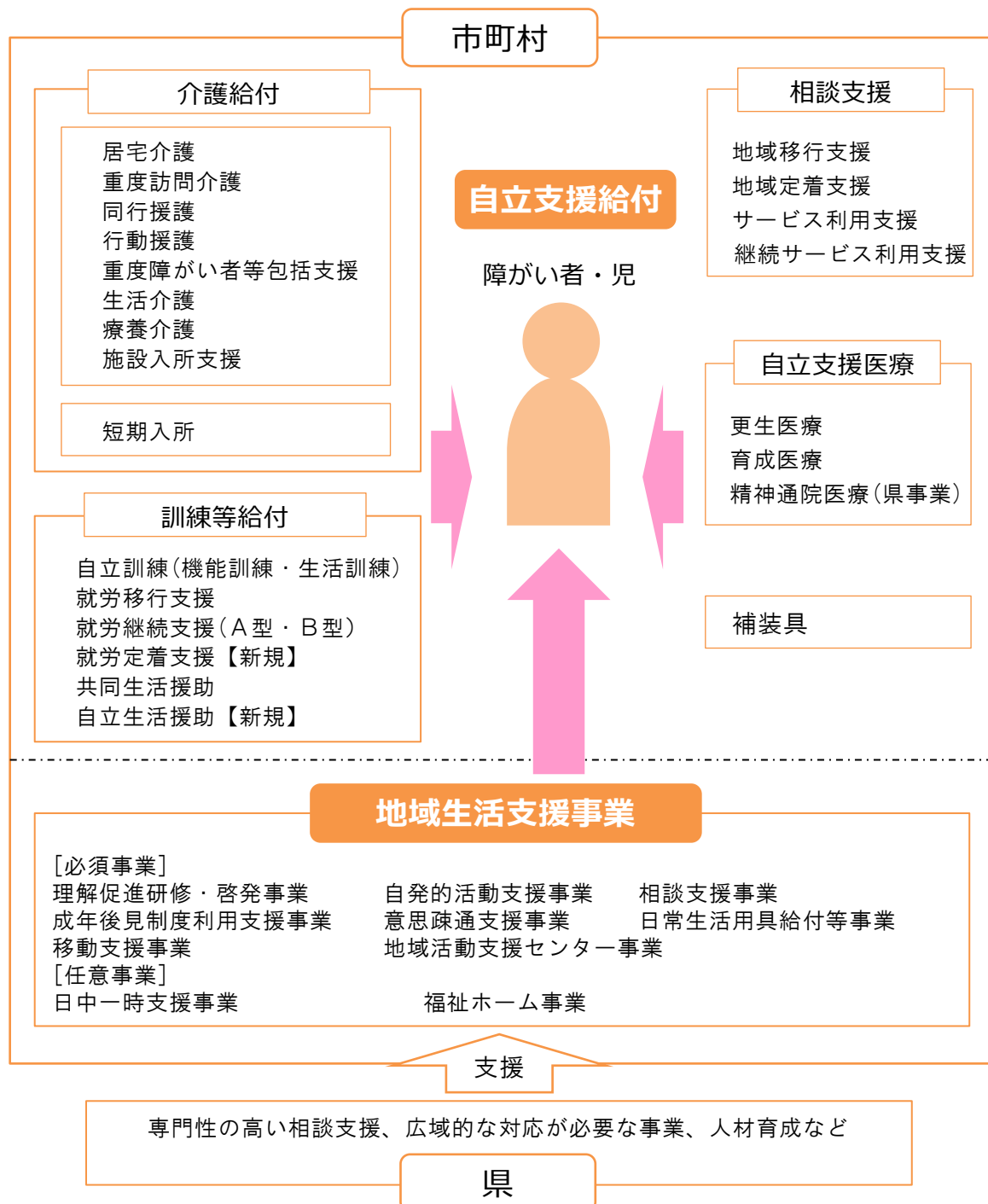
1 障がい（児）福祉サービスの概要

〔1〕障がい福祉サービス

障害者総合支援法では、利用者のニーズや障がいの種類、障がいの程度に応じて、適切なサービスが公平に提供されるよう、次の事業が規定されています。

【主な事業（サービス）の説明は64頁以降参照】

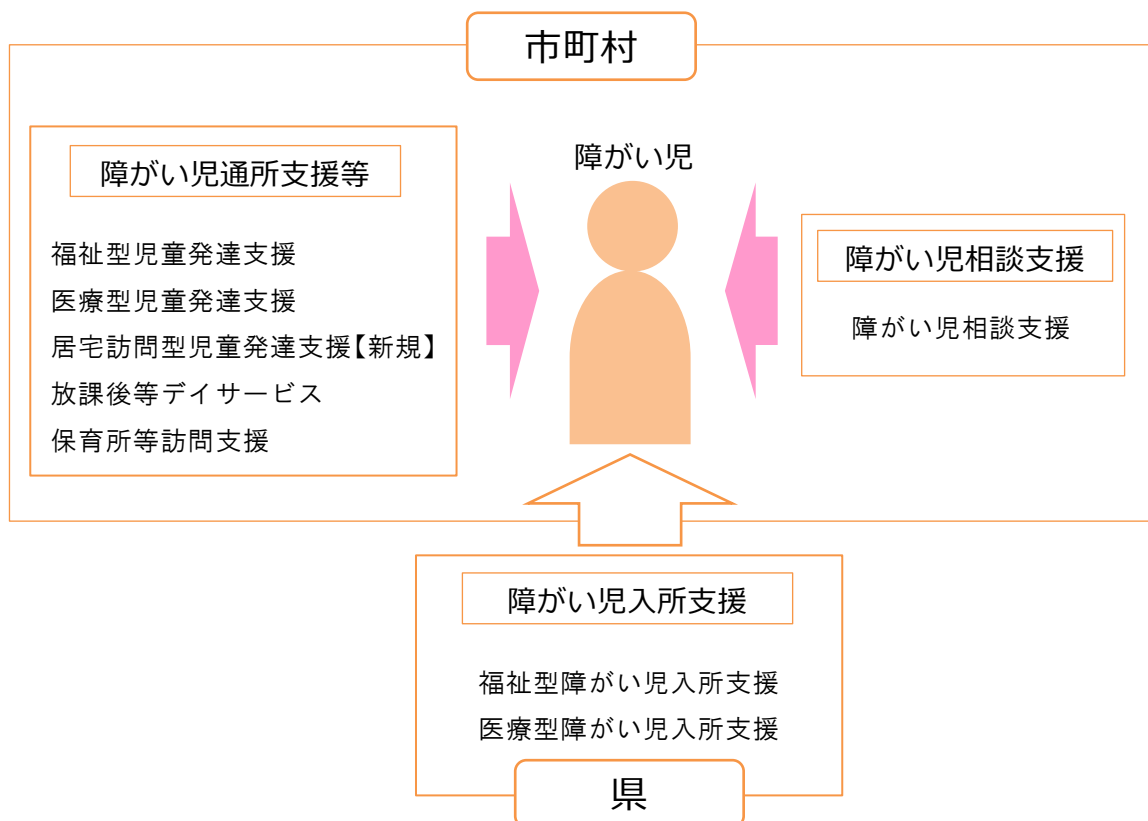
■障害者総合支援法に基づくサービスの体系



〔２〕 障がい児福祉サービス

児童福祉法では、障がいのある児童が、身近な地域で必要とする支援や療育が受けられるよう次の事業が規定されています。【主な事業(サービス)の説明は74頁参照】

■ 児童福祉法に基づくサービスの体系



2 2020 年度における成果目標の設定

〔1〕障がい福祉計画の成果目標

障がい福祉計画では、国基本指針に基づき、「福祉施設から地域生活への移行促進」「地域生活支援拠点等の整備」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「福祉施設から一般就労への移行促進」の4つの数値目標の設定と、その達成に必要な障がい福祉サービス等の見込み量を定めることが求められています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進【継続】

入所施設や病院での生活からグループホームなどを住まいの場として地域に生活の場を移行する取組みである施設入所者の地域生活移行に関して、第4期計画で設定した目標値と2017年度末(平成29年度末)時点での見込みは次のとおりです。

第4期計画の結果

2017年度(平成29年度)末までに施設を退所してグループホーム等の地域生活に移行する人数を2人とし、2017年度(平成29年度)末までの施設入所者の削減数を1人とする目標数値を設定しました。

結果は、計画期間中に入所者で1人亡くなられた方がおり、1人減となっていますが、施設から地域生活に移る障がい者は0人と、地域生活移行者数については目標達成とはならない見込みとなっています。

目標達成のためには、障がい者本人の意思が尊重され、希望する暮らし方について選択でき、その希望の実現に向けた支援の仕組みづくり、住まいや居場所など地域で暮らすために必要な基盤整備のあり方を検討することが重要です。

□第4期計画における目標値と結果

	実績値 2013年度末 (平成25年度末)	目標値 2017年度末 (平成29年度末)	結果(見込み値) 2017年度末 (平成29年度末)
施設入所者数	24人	23人	23人
減少(見込み)数[削減率]		▲1人[▲4.2%]	▲1人[▲4.2%]
地域生活移行数[移行率]		2人[8.3%]	0人[0.0%]

※2017年度末(平成29年度末)の減少見込み数(1人)は死亡による。

第5期計画(2020年度末)における目標

第5期計画における施設入所者の地域生活移行に関して、国の基本指針では次の2つの目標の設定を求めています。

また、第4期計画における実績が目標に満たないと見込まれる場合には、第5期における数値に未達成の割合を加味して目標を設定することとされています。

【国の目標値】

- ①施設入所者の地域移行：2016年度末(平成28年度末)時点から9%以上移行
- ②施設入所者数の削減：2016年度末(平成28年度末)時点から2%以上削減

※第4期計画の未達成部分も加味すること

国の考え方に従い設定した本町の2020年度までに達成すべき目標は、次表のとおりです。2016年度(平成28年度)末時点の施設入所者23人から、地域生活に移行する人数を2人、施設入所者を1人減らすという目標を設定します。

□第5期計画(2020年度末)における目標値

	2016年度末 (平成28年度末)時点の実績	2020年度末目標値
A 施設入所者数	23人	22人
B 減少(見込み)数 [削減率 B/A(2016年度末)]		▲1人 [▲4.3%]
C 地域生活移行数 [移行率 C/A(2016年度末)]		2人 [8.7%]

【参考】地域移行支援実施事業所数(2017年(平成29年)12月1日現在)

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
事業所数	3	8	61

(2) 地域生活支援拠点等の整備【継続】

地域生活支援拠点は、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障がい者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーター²²の配置等による地域の体制づくりを行う施設、もしくは拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定したものです。

第4期計画の結果

国は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、第4期計画では、2017年度末(平成29年度末)までに各市町村又は、各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを目標としていましたが、2017年度末(平成29年度末)現在整備はできていません。引き続き、整備方策について西和7町障害者等支援協議会で検討する必要があります。

第5期計画(2020年度末)における目標

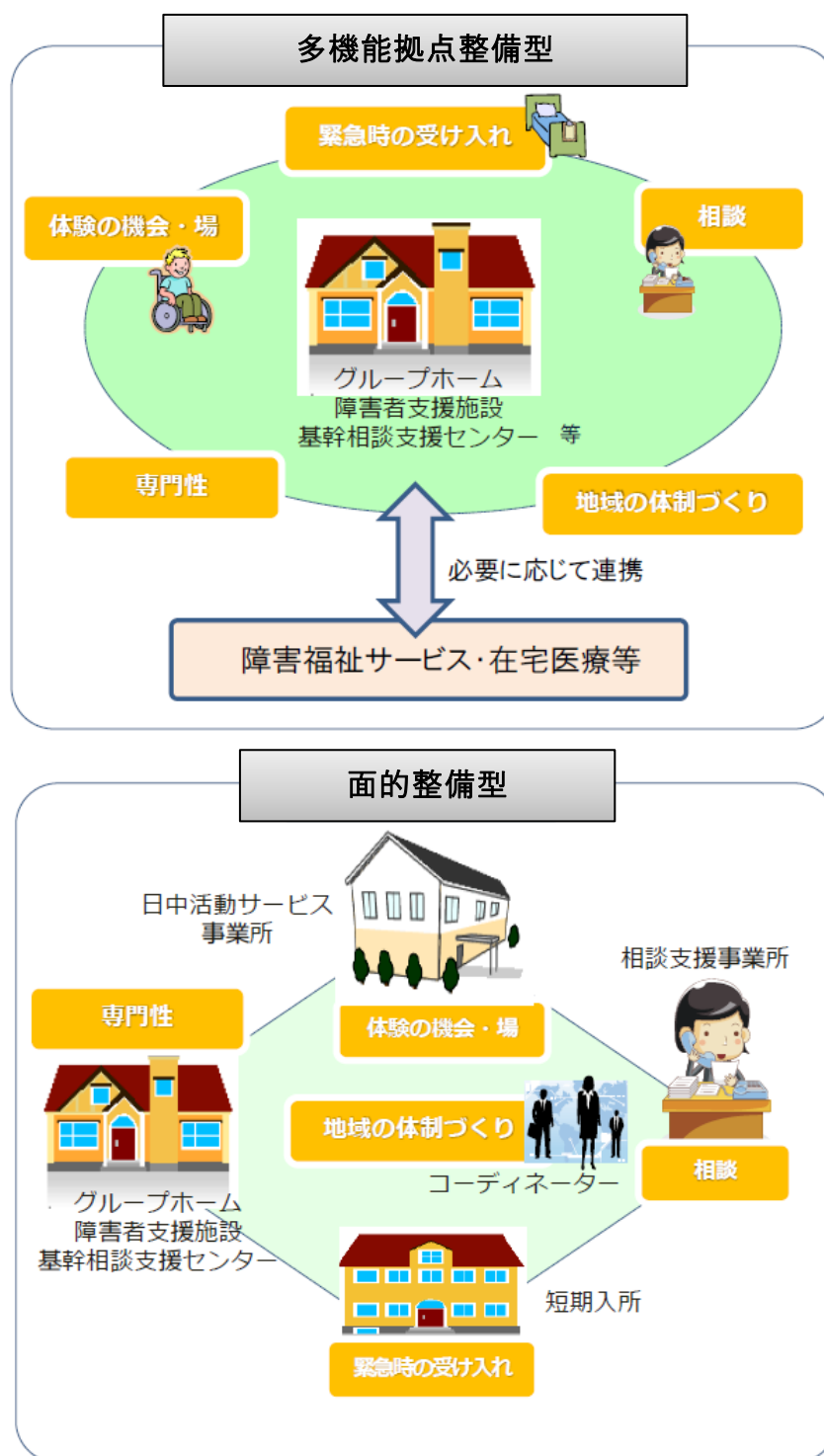
国の基本指針では、2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

西和7町障害者等支援協議会においても拠点の機能や整備方策等について議論を重ね、2020年度末までに圏域での整備をめざします。

²² コーディネーター：物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

□地域生活支援拠点イメージ

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく手法として、①これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と、②地域において機能を分担して担う「面的整備型」等が考えられています。



□西和7町で共同整備目標とする地域生活支援拠点のイメージ（面的整備型）



(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

第5期計画から新たに設けられた成果目標で、国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ②市町村ごと（または複数市町村が共同して）の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ③精神病床における1年以上長期入院患者数について、国の算定した基準に基づいて入院者数の減少に関する目標を設定する。
- ④精神病床における早期退院率にかかる目標を設定する
 - ・入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上とする
 - ・入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上とする
 - ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする

①③④については、奈良県が設定する成果目標であり、今期の本町の計画においては設定を行いません。

本町が設定する目標は②で、「市町村ごと（または複数市町村が共同して）の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」を目標に、2020年度末までの設置をめざし、単独での設置にこだわらず、圏域における設置等も含め、関係機関と連携を図り検討を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進【継続①②③、新規④】

生活介護や自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）などを提供する施設の利用を経て一般企業等で就労する障がい者数の増加や就労移行支援事業の利用者数の増加等に関して、第4期計画で設定した目標値と2017年度末（平成29年度末）時点での見込みは次のとおりです。

①一般就労移行者数【継続】

第4期計画の結果

2017年度（平成29年度）末時点の目標を、2012年度（平成24年度）末時点と同様2人と設定しましたが、現時点で一般就労に移行した障がい者は0人となっています。

今後は、一般就労への移行が一層進むよう就労移行支援事業等の質的・量的確保を図るとともに、就労した障がい者の離職を防ぐための就労定着支援の推進が必要です。

□第4期計画における目標値と結果

	実績値 2012年度末 (平成24年度末)	目標値 2017年度末 (平成29年度末)	結果(見込み値) 2017年度末 (平成29年度末)
一般就労移行者数	2人	2人 [増加率 100.0%]	0人

第5期計画（2020年度末）における目標

国の基本指針では、一般就労への移行者数の増加に関して次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

2020年度中に一般就労に移行する者を、2016年度（平成28年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

本町では、2016年度（平成28年度）中に一般就労に移行した障がい者は0人であったため、2020年度における一般就労移行者の目標数値を1人以上とします。

□第5期計画（2020年度末）における目標値

	2016年度末(平成28年度末) 時点の実績	2020年度末目標値
一般就労移行者数	0人	1人以上

②就労移行支援事業利用者数の増加【継続】

第4期計画の結果

2017年度(平成29年度)末時点の目標を、2013年度(平成25年度)末の4人の1.75倍である7人と設定しましたが、現時点でこの事業を利用する障がい者は4人で、7人までには至っていません。

一般就労を促進するため、障がいのある人の就労ニーズに応じたサービスが提供できるよう事業者の充実を図るとともに、雇用事例を幅広く紹介し、障がいのある人の就労に関する啓発を行い、受け入れ先の拡充を図ることが必要です。

□第4期計画における目標値と結果

	実績値 2013年度末 (平成25年度末)	目標値 2017年度末 (平成29年度末)	結果(見込み値) 2017年度末 (平成29年度末)
就労移行支援事業 利用者数	4人	7人 [増加率 175.0%]	4人 [増加率 100.0%]

第5期計画（2020年度末）における目標

国の基本指針では、就労移行支援事業利用者数の増加に関して次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

2020年度末における利用者数が、2016年度末(平成28年度末)における利用者数の2割以上増加することを目指す。

2016年度末(平成28年度末)時点で4人の就労移行支援事業の利用があったため、国の目標値の設定の考え方(2割以上)に従い、2020年度における目標数値を25%(1人)増の5人とします。

□第5期計画（2020年度末）における目標値

	2016年度末(平成28年度末) 時点の実績	2020年度末目標値
就労移行支援事業利用者数 (増加率)	4人	5人(125.0%)

③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加【継続】

第4期計画の結果

町内に就労移行支援事業を実施する事業所がなかったため、第4期計画においては目標設定を行っていません。

第5期計画（2020年度末）における目標

国の基本指針では、就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加に関して、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

2020年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

町内に当該事業所がなく、今後の整備予定がないため目標設定は行いません。

④就労定着支援事業の利用者数【新規】

第5期計画から新たに設けられた成果指標で、国の基本指針では、次の目標の設定を求めています。

【国の目標値】

各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

事業の対象は、生活介護、自立支援、就労移行支援、または就労継続支援を利用して一般就労した障がい者で、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をする事業です。事業者の動向が現時点で把握できませんが、本町では、2019年度末(平成31年度末)・2020年度末とも1人を目標として設定します。

□第5期計画（2020年度末）における目標値

2018年度中(平成30年度中)に新規で事業を利用すると見込まれる者の数(A1)	0人
2019年度末(平成31年度末)までに事業を利用して12か月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数(B1)	0人
2019年度中(平成31年度中)に新規で事業を利用すると見込まれる者の数(A2)	1人
2020年度末までに事業を利用して12か月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数(B2)	1人
2019年度(平成31年度)【目標値】= B1 / A1 (%)	0.0%
2020年度【目標値】= B2 / A2 (%)	100.0%

【参考】就労移行支援実施事業所数（2017年(平成29年)12月1日現在）

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
事業所数	0	2	37

〔２〕障がい児福祉計画の成果目標

障がい児福祉計画では、国基本指針に基づき、「障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築」と「医療的ニーズへの対応」の２つの数値目標の設定と、その達成に必要な障がい児通所支援サービス等の見込み量を定めることが求められています。

（１）障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築【新規】

国の基本指針では、次の２つの目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①2020年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合、圏域での設置であっても差し支えない。
- ②2020年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

町単独では資源が不足し整備が難しいため、圏域での設置も含めた検討を行います。

【参考】児童発達支援センター数（2017年（平成29年）12月1日現在）

（か所）	町内	圏域内	奈良県内
設置数	0	0	9

（２）医療的ニーズへの対応【新規】

国の基本指針では、次の２つの目標の設定を求めています。

【国の目標値】

- ①2020年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても差し支えない。
- ②2018年度末（平成30年度末）までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

2020年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を１事業所、圏域での共同設置をめざします。

医療的ケア児支援のための協議の場については、適宜本町と関係機関との連絡・協議の機会を設けることで対応します。

3 障がい（児）福祉サービスの見込み

〔1〕障がい（児）福祉サービスについて

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、短期入所サービス、居住系サービス及び障がい者相談支援で構成されています。

（１）訪問系サービス

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障がい者等包括支援

（２）日中活動系サービス

- ⑥生活介護
- ⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ⑧就労移行支援
- ⑨就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
- ⑩療養介護
- ⑪就労定着支援【新設】

（３）短期入所サービス（ショートステイ）

- ⑫短期入所（福祉型・医療型）

（４）居住系サービス

- ⑬共同生活援助
- ⑭施設入所支援
- ⑮自立生活援助【新設】

（５）障がい者相談支援

- ⑯計画相談支援
- ⑰地域移行支援
- ⑱地域定着支援

また、障がい児福祉サービスは、次のサービスで構成されています。

【障がい児通所支援等】

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤障がい児相談支援
- ⑥居宅訪問型児童発達支援【新設】
- ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新設】

なお、国の基本指針の見直しにより、2018年（平成30年）4月から、「就労定着支援」「自立生活援助」「居宅訪問型児童発達支援」「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」の4事業が新たに導入され、これらについても第5期計画期間中の量の見込みと確保の方策を定めることとなります。

〔２〕障がい福祉サービスの量の見込みと確保方策

（１）訪問系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
①居宅介護	障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。	身体・知的・精神障がいの方
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	
③同行援護	重度の視覚障がい者（児）に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	身体障がいの方
④行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	知的・精神障がいの方
⑤重度障がい者等包括支援	障がい支援区分 ²³ 「６」（児童については区分「３」相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。	身体・知的・精神障がいの方

第４期計画期間中の利用実績（これまで）

第４期障がい福祉計画において設定した訪問系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

居宅介護、重度訪問介護は計画値を大きく上回る見込みです。同行援護もほぼ計画を達成する見込みですが、行動援護は計画値を下回る見込みです。

		2015年度（平成27年度）			2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①居宅介護	人	28	27	96.4%	29	34	117.2%	30	40	133.3%
	時間	350	412	117.7%	435	479	110.1%	450	560	124.4%
②重度訪問介護	人	7	6	85.7%	6	9	150.0%	6	11	183.3%
	時間	463	453	97.8%	345	595	172.5%	345	758	219.7%
③同行援護	人	10	10	100.0%	11	10	90.9%	12	11	91.7%
	時間	147	155	105.4%	140	142	101.4%	153	163	106.5%
④行動援護	人	9	10	111.1%	12	9	75.0%	12	10	83.3%
	時間	204	173	84.8%	240	160	66.7%	252	186	73.8%
⑤重度障がい者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—

（月間）

²³ 障がい支援区分：障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

居宅介護、重度訪問介護は、第4期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加で見込んでいます。

同行援護及び行動援護については、第4期計画の見込み値に比べ横ばい、もしくはやや下回って推移していることから、今後3年間も大きな変化はなく、過去3年間の水準でほぼ推移するものと見込んでいます。

重度障がい者等包括支援については、包括的なサービスを提供する事業者がないため見込んでいません。

利用者のニーズに適切に応じるため、町内もしくは圏域内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所等に対し障がい福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。

■訪問系サービスの量の見込み

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
①居宅介護	人	47	53	60
	時間	668	761	855
②重度訪問介護	人	14	16	19
	時間	938	1,111	1,285
③同行援護	人	12	12	13
	時間	171	178	185
④行動援護	人	10	10	10
	時間	179	179	179
⑤重度障がい者等包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

(月間)

【参考】訪問系サービス提供事業所数（2017年(平成29年)12月1日現在）

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
①居宅介護	7	39	428
②重度訪問介護	7	38	420
③同行援護	5	17	207
④行動援護	3	12	162
⑤重度障がい者等包括支援	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑥生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分「3」以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が「2」以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	身体・知的・精神障がいの方
⑦自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑧就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	
⑨-1 就労継続支援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑨-2 就労継続支援 (B型)	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	
⑩療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分「6」で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	
⑪就労定着支援 【新設】	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

第4期障がい福祉計画において設定した日中活動系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

生活介護は利用人数、利用量ともほぼ計画を達成する見込みです。就労移行支援は60%程度の利用で計画値を大きく下回る見込みです。

就労継続支援は、A型・B型とも計画値を30～50%上回っており、利用ニーズが高いサービスとなっています。

療養介護も見込みどおりの利用があり、2017年度(平成29年度)は計画値1人に対し2人の利用を見込んでいます。

		2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑥生活介護	人	62	61	98.4%	66	65	98.5%	69	67	97.1%
	人日	1,116	1,115	99.9%	1,188	1,134	95.5%	1,242	1,171	94.3%
⑦-1 自立訓練 (機能訓練)	人	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
	人日	15	30	200.0%	15	3	20.0%	15	0	0.0%
⑦-2 自立訓練 (生活訓練)	人	2	1	50.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%
	人日	20	21	105.0%	20	34	170.0%	20	7	35.0%
⑧就労移行支援	人	4	1	25.0%	5	3	60.0%	7	4	57.1%
	人日	64	1	1.6%	80	42	52.5%	112	64	57.1%
⑨-1 就労継続支援 (A型)	人	7	8	114.3%	8	11	137.5%	9	13	144.4%
	人日	147	169	115.0%	168	238	141.7%	189	284	150.3%
⑨-2 就労継続支援 (B型)	人	20	17	85.0%	21	24	114.3%	22	30	136.4%
	人日	280	280	100.0%	294	373	126.9%	308	402	130.5%
⑩療養介護	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	2	200.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型は、第4期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加で見込んでいます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、療養介護は、全体的に利用者数が少ないことと、年度により利用者数にばらつきがありニーズが把握しにくいと、2017年度(平成29年度)の利用実績を基本に今後3年間の利用者数を見込んでいます。

新しいサービスである就労定着支援については、2016年度末(平成28年度末)現在、就労移行支援事業を利用する障がい者が4人おり、そのうち1人が一般就労に移行する見込みから、その者を当サービスの利用者として見込みました。引き続き事業実施の意向がある事業者等の把握に努め、情報提供や相談・助言を行い、多様な事業者の参入を促進します。

就労支援については、一般就労への移行が円滑に推進できるように、なら西和障害者就業・生活支援センター(ライク)、指定相談支援事業所や西和7町障害者等支援協議会と連携し、圏域でのサービス供給・相談支援体制のネットワークを強化し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

また、一般就労が困難な障がい者等に対しては、就労の機会を確保する観点から、障がい者就労施策と連携し、受注の確保や工賃引き上げに取り組めます。

■日中活動系サービスの量の見込み

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
⑥生活介護	人	7 0	7 3	7 6
	人日	1, 2 4 0	1, 2 9 4	1, 3 4 7
⑦-1 自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日	1 1	1 1	1 1
⑦-2 自立訓練（生活訓練）	人	1	1	1
	人日	1 6	1 6	1 6
⑧就労移行支援	人	4	4	5
	人日	4 7	5 4	6 0
⑨-1 就労継続支援（A型）	人	1 6	1 8	2 1
	人日	3 3 5	3 8 9	4 4 3
⑨-2 就労継続支援（B型）	人	3 7	4 3	5 0
	人日	5 4 2	6 3 9	7 3 6
⑩療養介護	人	3	3	4
⑪就労定着支援	人	—	1	1

（月間）

【参考】日中活動系サービス提供事業所数（2017年（平成29年）12月1日現在）

（か所）	町内	圏域内	奈良県内
⑥生活介護	5	1 5	1 8 3
⑦-1 自立訓練（機能訓練）	0	0	1
⑦-2 自立訓練（生活訓練）	0	0	1 7
⑧就労移行支援	0	2	3 7
⑨-1 就労継続支援（A型）	0	0	3 9
⑨-2 就労継続支援（B型）	3	1 0	1 2 6
⑩療養介護	0	0	5
⑪就労定着支援	2018年（平成30年）4月新設のため現在設置なし		

(3) 短期入所サービス（ショートステイ）

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑫短期入所 （福祉型・医療型）	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。	身体・知的・精神障がいの方

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

第4期障がい福祉計画において設定した短期入所サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

福祉型の利用人数は各年度計画値を大きく上回っています。医療型も第4期計画期間中での利用を見込んでいましたが、実際の利用はありませんでした。

		2015年度（平成27年度）			2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑫-1 短期入所 （福祉型）	人	5	7	140.0%	5	7	140.0%	6	7	116.7%
	人日	30	32	106.7%	30	31	103.3%	36	32	88.9%
⑫-2 短期入所 （医療型）	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人日	1	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%

（月間）

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

福祉型は、毎年一定数利用されニーズも比較的高いサービスであることから、過去の利用者数程度の利用はあるものと見込んでいます。医療型は第4期計画期間中の利用はありませんでしたが、高齢化や障がいの重度化等により医療的ニーズが高まることを踏まえ、第4期計画の利用見込み量としました。

医療的支援など、医療機関や県等との連携をとりながら、サービスの利用促進につながるよう努めます。

■短期入所サービスの量の見込み

		2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度
⑫-1 短期入所（福祉型）	人	7	7	7
	人日	32	32	32
⑫-2 短期入所（医療型）	人	2	2	2
	人日	4	4	4

【参考】短期入所サービス提供事業所数（2017年（平成29年）12月1日現在）

（か所）	町内	圏域内	奈良県内
⑫短期入所（福祉型・医療型）	1	4	97

(4) 居住系サービス

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑬ 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助(グループホーム)とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。	身体・知的・精神障がいの方
⑭ 施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	
⑮ 自立生活援助 【新設】	障がい者支援施設やグループホーム等を利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	

第4期計画期間中の利用実績(これまで)

第4期障がい福祉計画において設定した居住系サービスの利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

共同生活援助の利用者数は計画値の50～60%程度の見込みとなっています。

施設入所支援は計画どおりの利用となっています。

		2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑬ 共同生活援助	人	6	4	66.7%	8	5	62.5%	11	5	45.5%
⑭ 施設入所支援	人	24	24	100.0%	24	23	95.8%	23	23	100.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策(今後)

共同生活援助及び施設入所支援の利用者数は、第4期計画期間中は特に大きな増減もなく推移していること、重度障がい者の親亡き後の住まい等を勘案し、2018年度(平成30年度)以降も一定数の利用があるものと予想し見込んでいます。

新しいサービスである自立生活援助については、本サービスを提供する事業所の動向が現時点では不透明であり、グループホームを退所し地域生活を始めることが可能な単身障がい者が見込めないことから、第5期計画では利用を見込んでいません。

共同生活援助は、知的障がい者を中心にニーズが高いサービスであることから、多様な事業者の参入を促進するための情報提供を行うとともに、利用希望を把握し、相

談支援事業者等と連携を図りながら、当該サービス実施事業者と利用希望者との調整を図ります。また、地域の理解が得られるよう、障がい理解を促進します。

施設入所支援は、国の方針では地域での生活が推進されている中、障がいの進行や心身の状態、保護者の状況などにより施設入所を余儀なくされる障がい者が一定存在することを考慮し施設入所も選択肢のひとつとして捉え、介護度や家族の状況に応じた支援体制を検討します。

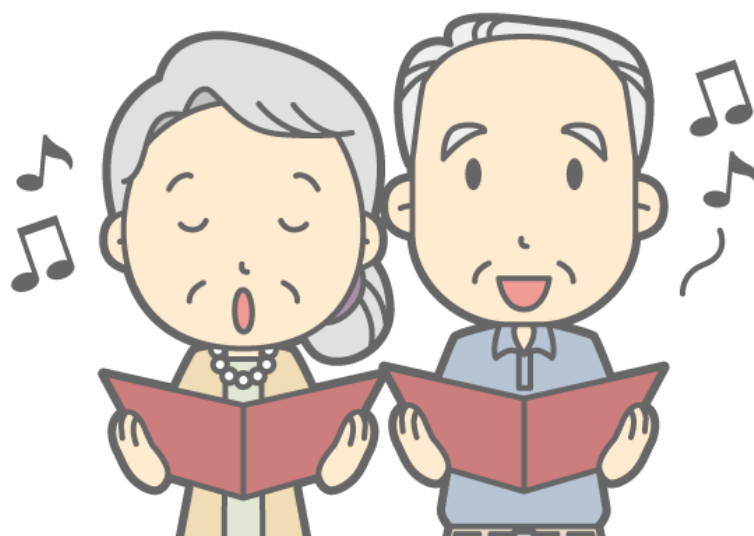
■居住系サービスの量の見込み

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
⑬共同生活援助	人	6	6	7
⑭施設入所支援	人	23	23	23
⑮自立生活援助	人	—	0	0

(月間)

【参考】居住系サービス提供事業所数（2017年(平成29年)12月1日現在）

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
⑬共同生活援助	3	13	91
⑭施設入所支援	1	2	32
⑮自立生活援助	2018年(平成30年)4月新設のため現在設置なし		



(5) 障がい者相談支援

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
⑩計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング ²⁴ ）を行いサービスが適当かを検討します。	身体・知的・精神障がいの方
⑪地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	
⑫地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

第4期障がい福祉計画において設定した障がい者相談支援事業の利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

計画相談支援は、計画値に比べ61.5%増と利用が大きく伸びています。

地域移行支援も計画で見込んだとおりの実績となっています。

地域定着支援については1人の利用を見込んでいましたが、実際の利用はない見込みです。

		2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
⑩計画相談支援	人	12	13	108.3%	13	18	138.5%	13	21	161.5%
⑪地域移行支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
⑫地域定着支援	人	0	0	—	1	0	0.0%	1	0	0.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

計画相談支援は、障がい福祉サービスの利用者数の増加に合わせ増加を見込んでいます。

地域移行支援の第4期計画期間中の利用実績は各年度1人、地域定着支援については利用実績は0人でした。両サービスとも今後、地域生活への移行等の促進を考慮し、各1人を見込んでいます。

計画相談支援がすべての障がい福祉サービス利用者に拡大されたことによる需要の

²⁴ モニタリング：現状を観察して把握すること。

増加を踏まえ、町内または圏域内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所等に対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。また、利用者に対してサービス内容の周知と利用促進を図ります。

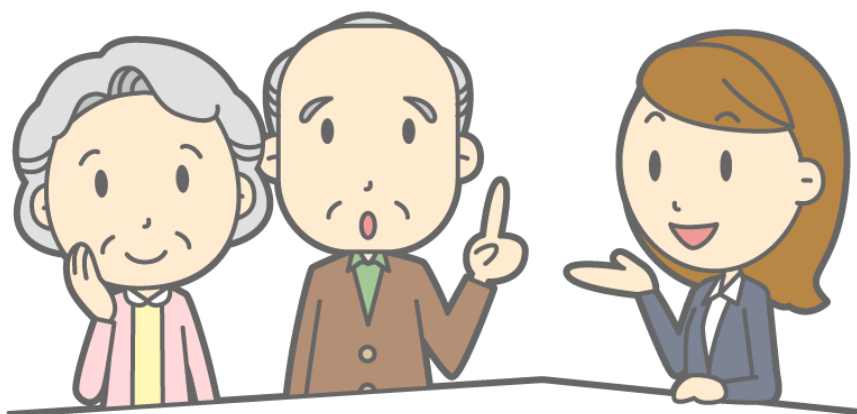
■障がい者相談支援サービスの量の見込み

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
⑯計画相談支援	人	25	29	33
⑰地域移行支援	人	1	1	1
⑱地域定着支援	人	1	1	1

(月間)

【参考】相談支援サービス提供事業所数 (2017年(平成29年)12月1日現在)

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
⑯計画相談支援	8	32	196
⑰地域移行支援	3	8	61
⑱地域定着支援	3	8	59



〔３〕障がい児福祉サービスの量の見込みと確保方策

サービス内容

サービス名	内容	利用対象者
①児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	障がいのある児童
②医療型児童発達支援	就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。	
③放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。	
④保育所等訪問支援	保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。	
⑤障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。 ・障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の利用申請手続きにおいて、障がい児の心身の状況や環境、障がい児または保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行います。 ・継続障がい児支援利用援助 利用している障がい児通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、「障がい児支援利用計画」の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。	
⑥居宅訪問型児童発達支援【新設】	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新設】	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置する事業です。	

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

第4期障がい福祉計画において設定した障がい児通所支援サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

児童発達支援は、2017年度（平成29年度）は年度途中のため、現時点での利用量は計画値を下回っていますが、利用者は計画値を達成しています。

医療型児童発達支援については利用者数・利用量とも計画値を下回る見込みです。

放課後等デイサービスは、利用者数・利用量とも各年度、計画値を大きく上回っておりニーズの高いサービスとなっています。

障がい児相談支援については、年々利用が伸び、2017年度（平成29年度）は計画値の2倍の利用見込みとなっています。

		2015年度（平成27年度）			2016年度（平成28年度）			2017年度（平成29年度）		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
①児童発達支援	人	10	14	140.0%	9	14	155.6%	10	11	110.0%
	人日	70	81	115.7%	63	70	111.1%	70	39	55.7%
②医療型児童発達支援	人	3	2	66.7%	4	1	25.0%	5	1	20.0%
	人日	39	29	74.4%	52	19	36.5%	65	3	4.6%
③放課後等デイサービス	人	31	39	125.8%	33	42	127.3%	34	54	158.8%
	人日	270	260	96.3%	279	342	122.6%	279	508	182.1%
④保育所等訪問支援	人	0	0	-	1	0	-	1	1	100.0%
	人日	0	0	-	2	0	-	2	1	50.0%
⑤障がい児相談支援	人	4	4	100.0%	4	6	150.0%	4	8	200.0%

（月間）

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

いずれのサービスも第4期計画期間中の利用実績の動向を基本に利用者数を見込んでいます。特に、放課後等デイサービスについては、利用者数、利用量とも計画値を大きく上回っており、利用ニーズが高いサービスであることから、2018年度（平成30年度）以降も増加で推移するものと見込んでいます。

新しいサービスである居宅訪問型児童発達支援については、現在心身に重度の障がいのある児童の保護者のニーズを考慮し、1人の利用を見込んでいます。

関係機関と連携し、療育が必要な児童に対し、身近な地域で専門性の高い療育を提供できる体制の充実を図ります。保育所等訪問支援については、圏域の児童発達支援センターやサービス提供事業所、保育所や幼稚園、学校などが連携した活動ができるよう、実施体制の整備を図ります。

医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援が行えるよう、奈良県や近隣市町村と連携し、重症心身障がい児者等コーディネーター養成研修等の実施など、人材の確保・養成に努めます。

■障がい児通所支援、障がい児相談支援の量の見込み

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
①児童発達支援	人	1 3	1 3	1 3
	人日	6 3	6 3	6 3
②医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	1 7	1 7	1 7
③放課後等デイサービス	人	6 2	6 9	7 7
	人日	5 0 6	5 6 7	6 2 9
④保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	1	1	1
⑤障がい児相談支援	人	1 0	1 2	1 4
⑥居宅訪問型児童発達支援	人	—	1	1
	人日	—	1 0	1 0

(月間)

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
⑦コーディネーター	人数	0	0	0

【参考】障がい児通所支援、障がい児相談支援サービス提供事業所数

(2017年(平成29年)12月1日現在)

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
①児童発達支援	3	1 1	1 0 3
②医療型児童発達支援	0	0	1
③放課後等デイサービス	6	1 6	1 7 6
④保育所等訪問支援	0	1	1 2
⑤障がい児相談支援	6	2 3	8 6
⑥居宅訪問型児童発達支援	2018年(平成30年)4月新設のため現在設置なし		

4 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がい（児）福祉サービスとは別に、市町村及び都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業・サービスです。

相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

〔1〕 必須事業

サービス内容

サービス名	内容	対 象
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	障がい者を含む 住民全般
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート ²⁵ 、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	障がい者を含む 住民全般
相談支援事業	障がいがある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	身体・知的・精神 障がいの方
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	知的・精神障がい の方
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	身体障がい者

²⁵ ピアサポート：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」（ピア））が、体験を語り合い、回復を目指す取組み。

サービス名	内容	対 象
日常生活用具給付等事業	補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。 ・介護・訓練支援用具 特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。 ・自立生活支援用具 入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。 ・在宅療養等支援用具 透析液加温器、ネブライザー²⁶、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。 ・情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書などを給付します。 ・排せつ管理支援用具 ストマ²⁷用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 居宅生活動作補助用具などを給付します。	身体・知的・精神障がいの方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。	身体・知的・精神障がいの方
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。	身体・知的・精神障がいの方

²⁶ ネブライザー：鼻や口から吸入できるよう薬を霧状にさせる機器。

²⁷ ストマ：消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストマを持つ人を「オストメイト」と呼んでいる。

(1) 理解促進研修・啓発事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

計画どおり実施しています。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	実施	実施	達成	実施	実施	達成	実施	実施	達成

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

事業の継続実施を見込んでいます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

計画どおり実施しています。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
実施有無	実施	実施	達成	実施	実施	達成	実施	実施	達成

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

事業の継続実施を見込んでいます。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

相談支援事業所については、計画どおり整備ができています。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

障がい者相談支援事業については、現状の体制での事業の継続実施を見込んでいます。

基幹相談支援センター（機能強化事業を含む）については、町単独での設置（実施）の予定はありません。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
障がい者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置有無	予定無	予定無	予定無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	予定無	予定無	予定無

(4) 成年後見制度利用支援事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

2017年度(平成29年度)の利用は1人の見込みですが、2015・2016年度(平成27・28年度)は見込みどおりの利用がありました。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、一定人数の利用を見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
成年後見制度利用支援事業	人/月	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

手話通訳者派遣の利用者数は、おおむね計画値の60～70％程度となっています。
要約筆記者派遣事業については、利用ニーズがなく委託を行っていません。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
手話通訳 利用件数	10	7	70.0%	11	7	63.6%	12	9	75.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

手話通訳者派遣事業は、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用の増加で見込んでいます。要約筆記者派遣事業は需要がほとんどないため未実施、手話通訳者設置事業は今後実施を検討します。

手話奉仕員養成研修事業については、町主体で町社会福祉協議会に委託し、養成講座を実施しています。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用件数/月	10	11	12
手話通訳者設置事業	人	検討	検討	検討
手話奉仕員養成研修 事業	人	養成講座実施	養成講座実施	養成講座実施

(6) 日常生活用具給付等事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具の利用件数は、計画値を達成しています。

排せつ管理支援用具もほぼ計画どおりの利用実績となっていますが、介護・訓練支援用具、居宅生活動作補助用具の利用は計画を下回る見込みです。

(件)

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
介護・訓練支援用具	3	3	100.0%	3	1	33.3%	3	2	66.7%
自立生活支援用具	3	3	100.0%	3	4	133.3%	3	4	133.3%
在宅療養等支援用具	3	1	33.3%	3	6	200.0%	5	5	100.0%
情報・意思疎通支援用具	2	3	150.0%	2	4	200.0%	3	4	133.3%
排せつ管理支援用具	439	445	101.4%	454	495	109.0%	611	600	98.2%
居宅生活動作補助用具	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
計	451	455	100.9%	466	510	109.4%	626	615	98.2%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

いずれの用具も、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用件数を見込んでいます。在宅療養等支援用具・排せつ管理支援用具については、過去の利用実績が増加傾向にあったため、2018年度(平成30年度)以降も増加で推移するものと見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
介護・訓練支援用具	件数	2	2	2
自立生活支援用具	件数	5	5	6
在宅療養等支援用具	件数	7	9	11
情報・意思疎通支援用具	件数	5	5	6
排せつ管理支援用具	件数	678	755	833
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	0	0	0
計	件数	697	776	858

※年間給付件数

(7) 移動支援事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

年々利用が増加し、ニーズの高いサービスとなっています。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
延べ利用時間	374	359	96.0%	408	405	99.3%	442	460	104.1%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

第4期計画期間中は、57～59人の利用実績がありニーズが高い事業であることから、2018年度(平成30年度)以降も増加で推移するものと見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
移動支援 事業	実利用人数(人/月)	58	59	60
	延べ利用時間(時間/月)	465	473	482

(8) 地域活動支援センター事業(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

整備か所数、利用者数とも計画を達成する見込みです。

		2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
基礎的 事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人数	9	9	100.0%	9	11	122.2%	9	9	100.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用人数を見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実施見込み箇所数	か所	1	1	1
実利用見込み者数	人/月	9	9	9

【参考】地域活動支援センター事業実施事業所数(2017年(平成29年)12月1日現在)

(か所)	町内	圏域内	奈良県内
事業所数	0	2	22

〔２〕任意事業

サービス内容

サービス名	内容	対 象
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	身体・知的・精神障がいの方
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。	身体・知的・精神障がいの方

（１）日中一時支援事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

第４期計画期間中の利用実績（これまで）

計画値を10～15%程度下回る見込みです。

（人日）

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用日数	35	29	82.9%	35	32	91.4%	35	30	85.7%

（月間）

第５期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

第４期計画期間中は延べ30人前後の利用があり、一定のニーズがあることから、過去とほぼ同程度の利用で見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
利用人数	人日	31	31	32

(2) 福祉ホーム事業

第4期計画期間中の利用実績（これまで）

計画を達成する見込みです。

	2015年度(平成27年度)			2016年度(平成28年度)			2017年度(平成29年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
利用人数	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

(月間)

第5期計画のサービスの量の見込みと確保方策（今後）

2017年度(平成29年度)の利用実績1人の利用を引き続き見込んでいます。

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
利用人数	人日	1	1	1



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

〔1〕庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、庁内関係部局との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

〔2〕西和7町間の連携

（1）西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町障害者等支援協議会は、2007年(平成19年)4月に「西和7町自立支援協議会」として発足し、西和7町（三郷町、平群町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町）の行政機関及び地域の障がい者団体、障がい者施設、障がい福祉サービス事業所等が共同して運営しています。

障がいのある人の様々なニーズに合わせ、柔軟な施策展開を行っていくためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

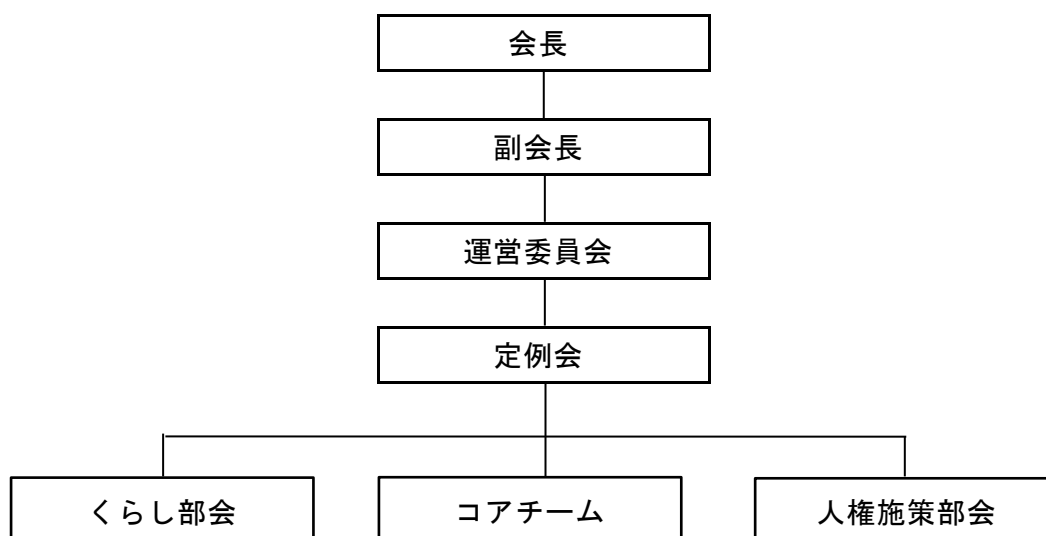
本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりをめざしています。

協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告を行う『定例会』のほか、多岐にわたる障がい者福祉における課題等について、より具体的に解決に向けた取組みを行うための審議の場として、『専門部会』があります。

専門部会は、「暮らし部会」「コアチーム」「人権施策部会」の3部会で構成され、個別の課題についての意見を深める体制を強化しています。

本町は今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

【西和7町障害者等支援協議会組織図】



【専門部会での今までの取組み】

暮らし部会	・ 地域移行、地域定着に対する方策の検討 ・ 住居確保のための不動産業者へのアプローチ ・ グループホーム設置基準に関する課題の検討 ほか
コアチーム	・ 障がい者虐待防止についての検討 ・ 圏域内事業所において障がい者虐待防止の研修会の実施 ・ 障がい特性と緊急対応について当事者への聞き取りの実施 ほか
人権施策部会	・ 合理的配慮についての検討 ・ 障害者差別解消法のパンフレットの作成 ・ 当事者向け障害者差別解消法の周知についての検討 ほか

(2) 認定審査会の設置

障がい者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるようにするためには、障がい支援区分認定審査会の適正かつ迅速な運営が求められます。本町における審査会は、介護保険の認定審査会と同様に、西和7町合同で設置しています。各町と協調しながら公正かつ効率的な運営をめざします。

また、調査基準の統一と調査員及び委員のさらなる資質の向上を図るため、各障がいの専門分野に精通した委員を置くとともに、調査員及び委員に事例研究や県主催の研修会への積極的な参加を促進します。

〔３〕関係団体、住民との協力体制

障がい者団体やボランティア・事業所・町社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との連携を進め、各種事業の推進を図ります。

〔４〕国・県との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の障がい者施策を取り巻く制度改正なども重要となることから、国・県と連携しながら、状況の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

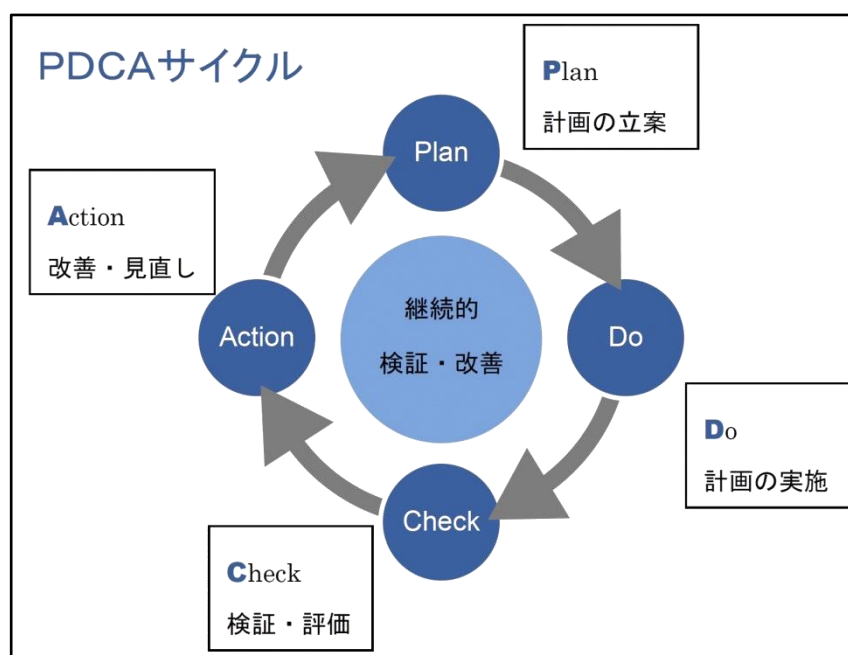
また、障がい福祉サービスにかかる人材の育成などについては、国、県、その他の関係機関が実施する各種研修会や講座などの情報を収集・発信し、福祉人材の育成に努めます。

２ 計画の推進管理及び評価

計画の推進においては、PDCAサイクルのプロセスを念頭に、障がい者の生活に必要な各種サービス等の提供の確保及び目標の達成に向けて、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換により定期的な計画の進捗状況の把握など、評価と改善を積み重ね、計画の着実な推進に努めます。

また、本計画の目標を達成するため、関係機関や広域によるネットワークの構築などの機能を有した西和7町障害者等支援協議会において、西和地域としての課題の共有化を行い、課題解決に向けた情報交換・研究・評価・改善などに努めます。

【PDCAサイクルイメージ図】



資 料

1 上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、上牧町障がい者計画（以下「基本計画」という。）及び、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、第5期障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画及び福祉計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員13人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町民から公募した者
- (2) 町民関係団体代表
- (3) 議会議員
- (4) 識見を有する者
- (5) 保健、医療、福祉の経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の交替の必要が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画及び福祉計画が策定された日をもってその効力を失う。

2 上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画策定委員名簿

氏 名	所 属	役 職
辻 誠一	上牧町議会議長	委員長
康村 昌史	上牧町議会文教厚生委員会委員長	
白銀 敏子	上牧町民生児童委員協議会会長	副委員長
中野 和代	上牧町身体障害者協議会会長	
竹原 金子	上牧町手をつなぐ育成会会長	
西村 恭子	西和家族会会長	
大前 美希子	西和圏域マネージャー	
辻本 昌伸	奈良県中和福祉事務所長	
山田 全啓	奈良県中和保健所長	
岸本 秀章	学校関係者（上牧第二小学校校長）	
植村 隆弘	上牧町社会福祉協議会事務局長	
山田 繁子	一般公募	
仲矢 雅代	一般公募	

上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画

2018年(平成30年)3月

編集 上牧町 福祉課

〒639-0293 奈良県北葛城郡上牧町上牧 3350

電話：0745-76-1001(代)

FAX：0745-76-1196(福祉課内)